

ご意見を募集します

募集する案件は、次のとおりです。

広く市民の皆様からのご意見を募集し、参考にしたいと考えますので、多くのご意見をお寄せください。

美唄市障がい者プラン（第4期計画：素案）

市では、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりのため、障がい者施策の理念や基本方針と、障がい福祉サービスの実施計画を定めた「美唄市障がい者プラン」を平成18年に策定し、3年ごとに見直しを行ってきており、本年度末に第3期計画の計画期間が終了となることから、障がい者を取り巻く環境や制度の変更なども含め、障がい者家族会や障がい者サービス実施事業者、福祉団体等も含めた策定委員会で計画の見直しを行いました。

このたび、平成27～29年度の第4期計画(素案)を策定しましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

●意見募集期間

平成27年1月14日(水)～平成27年2月13日(金)

●意見提出者の範囲

市内にお住まいの方、市内に勤務する方、市内の学校に在学する方、市内で事業を営む方、市内で活動する団体、本市に納税義務を有する方、本案件に利害関係がある方。

●意見の提出先及び問合せ

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号
美唄市役所 地域福祉課地域福祉グループ
電話 0126-62-3148 Fax. 0126-62-1088
電子メール c-fukushi@city.bibai.lg.jp

●意見の提出方法

所定の用紙に住所、氏名、連絡先を明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

◎持参、郵送、ファックス、電子メール

●意見の検討結果の公表

意見の検討結果は、平成27年3月中旬までに公表する予定です。

●計画書(素案)、概要版、意見提出用紙の配置場所

市役所1階地域福祉課(窓口4番)、市役所1階総合相談窓口、市民会館、図書館、総合体育館、保健センター、子育て支援センター、市民ふれあいサロン(コアビバイ内)に配置しているほか、市のホームページにも掲載しています。

<http://www.city.bibai.hokkaido.jp>

●パブリック・コメント手続実施責任者

地域福祉課長 佐々木 武

美唄市障がい者プラン (第4期計画)

障害者基本計画：第6期計画

《旧障害者福祉計画》

障害福祉計画：第4期計画

素案概要版

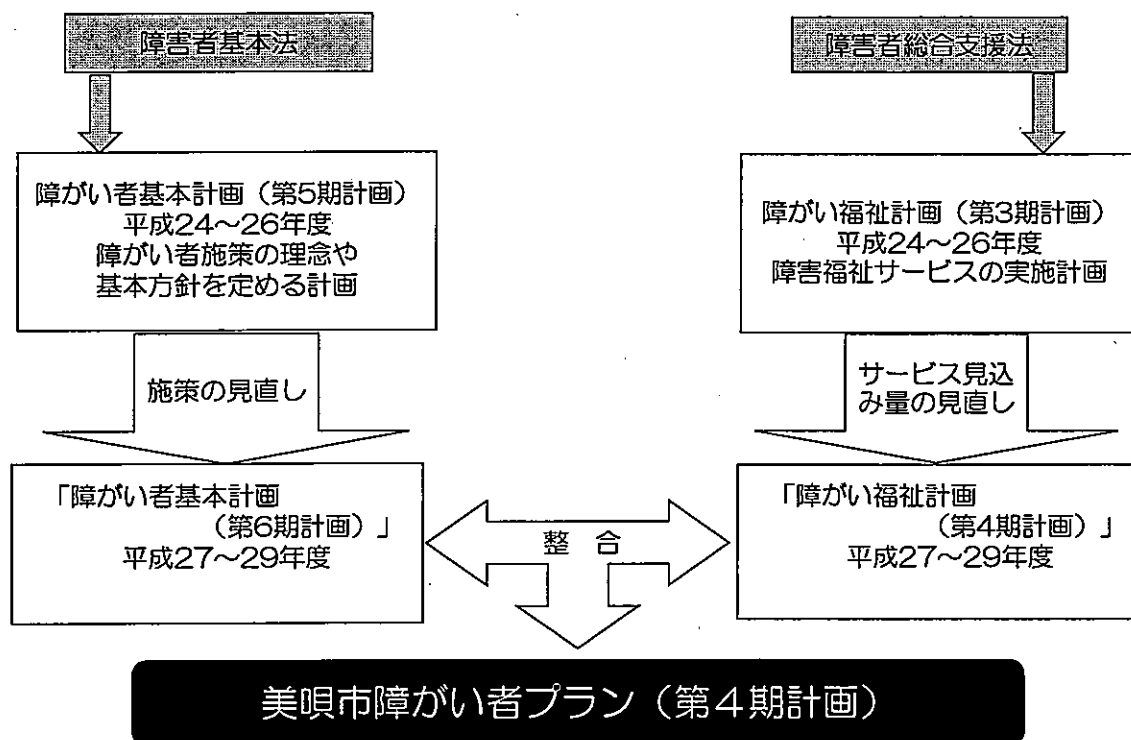
計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

美唄市では、「すべての市民が、住みなれた地域で、ともにささえあい、安心して暮らせる地域コミュニティの形成」を目指すことを基本的な理念とした「第3期 美唄市地域福祉計画」を策定し、年齢、性別、身体状況など、それぞれの違いを認め合い、一人ひとりが個性ある人間として尊重され、あらゆる分野に参加でき、ともに生きることのできる社会を目指した様々な施策を展開してきています。

美唄市では、障がい福祉施策の基本的な考え方と、具体的な計画を平成18年度において「美唄市障がい者プラン」として一体化して策定し、障害に関する計画の総合的な見直しを行いました。

美唄市障がい者プランは、障害者基本法に基づく「障がい者基本計画」と、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」の2つの計画を一体化したものです。



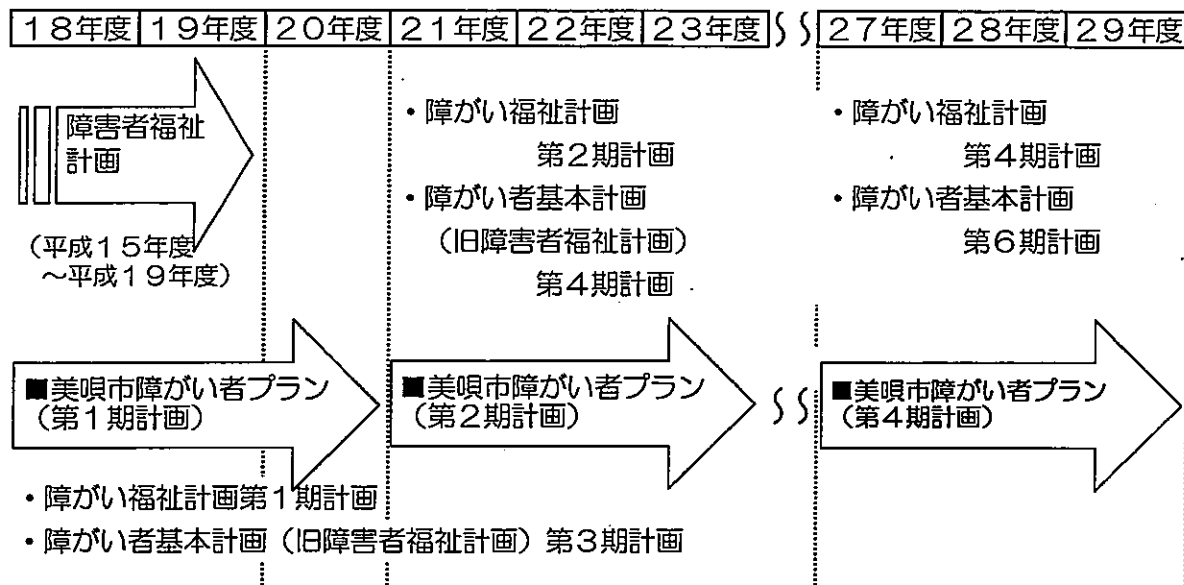
2 計画の位置づけと性格

- ◇ 本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」の性格を併せ持ちます。
- ◇ 障害者差別解消法、障害者雇用促進法などの関連法を踏まえて策定しています。
- ◇ 国および北海道それぞれが策定した関連の計画や、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◇ 『ひばい未来交響プラン（第6期 美唄市総合計画）』（平成23年度～32年度）および『第3期 美唄市地域福祉計画』（平成26年度～30年度）の部門計画として策定します。
- ◇ 市が取り組むべき今後の障がい者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

なお、計画期間の途中で、障害者総合支援法の改正や障がい者施策の変更等、美唄市障がい者プランの内容と大幅に変わる等プランの変更が必要と判断された場合は見直しを行うことといたします。



4 計画の対象

本計画では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、発達障がい者および高次脳機能障がい者について計画の対象とします。

美唄市における障がいのある人の状況

1 障がい者の状況

美唄市における障がい者の現状について、手帳所持者等のデータを基に概況をまとめたものです。

平成21～25年における各年度末人数等については、全体的な状況としては、総人口が減少するなか、知的障がい者・精神障がい者の増により、障がい者の合計は僅かずつ増加し、総人口の減少により、総人口に占める障がい者の割合は上昇しています。

■ 人口に占める障がい者の割合

(各年度末現在 単位：人、%)

		H21	H23	H25
障がい者	身体障がい者	1,777	1,747	1,746
	知的障がい者	395	428	440
	精神障がい者	186	209	234
	障がい者合計 (A)	2,358	2,384	2,420
美唄市総人口 (B)		26,447	25,371	24,311
総人口に占める障がい者の割合 (A/B) (%)		8.92	9.40	9.95

障がい者基本計画

障害者基本計画は、障がい者のための施策に関する基本的な方向を示すものとして、障害者基本法第11条に基づく「市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者基本計画）」です。

今後も、障がい者に対する施策を推進するためには、市などの関係機関のみならず事業者や地域、更には障がい当事者やその家族においても、地域生活を行う上でそれぞれの役割を担いながら地域で安心して暮らせる体制づくりをすることが必要です。

啓 発 ・ 広 報	啓発活動 ・広報メロディーを活用した広報活動、市ホームページを活用した制度の周知、障がい者週間に合わせた行事・講演会開催等による障害への理解促進活動、障害者虐待防止法・障害者優先調達法等の市民周知
	地域福祉活動の推進 ・ボランティア活動の取組み・支援の推進、地域住民活動・市民ささえあい推進委員会活動の支援、市ホームページを活用した制度の周知
生 活 支 援	相談支援体制の確保 ・民生児童委員や精神障がい者家族会等の相談活動支援、心身障害者総合相談所や保健所との連携強化と相談体制の充実、障害者相談支援事業の支援体制の充実、地域自立支援協議会・地域生活支援センターの活用と連携、サービス等利用計画の作成及びモニタリングの充実及び活用、成年後見制度や市民後見人への理解促進
	住まいの基盤整備の充実 ・障がい者の円滑な地域移行のため、事業者と協力のもと、計画的な整備の促進
	適切な日中活動サービスの充実 ・自立訓練や就労継続支援等について、関係機関・事業者との連携により支援、障がい者本人が日中活動等の場として集える場の提供及び活動支援
	地域生活を支えるサービス基盤の充実 ・移動手段等の拡大、コミュニケーション支援の拡大、公共施設のバリアフリー化や多機能トイレの整備、住民同士の支え合いやその仕組みづくりなど地域福祉事業の推進
生 活 環 境	住環境の整備 ・公営住宅の整備～バリアフリー化の促進と障がい者に対する優遇措置の継続 ・障がい者向け住宅等の普及～住宅の建設や改築・改修についての相談等の充実
	生活基盤の整備 ・障がい者にやさしいまちづくりの推進～美咲市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例に基づいた整備に努め、ユニバーサルデザイン施設整備を促進 ・移動、交通対策の推進～移動手段の確保、多様化に努めるほか、冬期間の除排雪の充実 ・防災、防犯対策の推進～災害や緊急事態が発生した場合の体制の整備や訓練、団体活動の支援

教 育 ・ 交 流	福祉教育の推進 ・ 保育所や幼稚園、学校での交流体験等を通じ、思いやりとささえあいの心を育成する活動の充実
	障がいの特性に配慮した保育・教育の充実 ・ 関係機関等との連携のもと、障がいの早期発見、適切な就学指導、相談支援体制の構築・機能の充実
	交流教育の推進 ・ 交流教育の場や機会の充実、ボランティア活動や福祉活動への参加を促進、教育関係者等の交流による福祉教育の共通認識の拡大
	就職教育等の支援 ・ 各機関の連携のもと個々の能力・適正に応じた進路指導を進める
雇 用 ・ 就 業	雇用の確保・促進 ・ 制度の周知、関係機関との連携強化や情報の共有化
	就労支援の促進 ・ 就労支援施策の推進、就労移行についての支援、国等の制度の活用、美唄市障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定・調達物品の拡大
保 健 ・ 医 療	地域生活を支える相談支援体制 ・ 早期発見・治療による重症化の防止、民生児童委員との連携による相談ネットワークの構築
	健康維持、疾病予防 ・ 障がい特性に配慮した母子保健活動、発達障がいについては、早期発見と発達支援のための相談・支援体制の充実、精神障がい者に対する適切な支援の充実、精神疾患に対する知識の普及と啓発、自殺予防に関する啓発活動の推進
情 報 ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	障がいに対する理解 ・ 地域生活支援事業等の推進により社会参加を促進、障がい者等理解促進研修・啓発事業の推進
	自らの選択・決定・利用 ・ 自らの自己選択・決定により様々なサービスが利用できるような情報提供の充実、地域福祉計画事業との連動
	コミュニケーションの推進 ・ 聴覚障がい者や視覚障がい者のコミュニケーションの確保として講習会・奉仕員等の人材育成、派遣体制の充実や、声の広報など、支援体制の推進、当事者が参加するスポーツ大会等への参加支援、第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者を等を対象とした要約筆記奉仕員の養成

障がい福祉計画

障がい福祉計画は、各年度におけるサービス種類ごとの必要見込量、必要見込量の確保の方策、地域生活支援事業の実施方策などを国の指針及び実績並びに現状に基づき、具体的に規定するものです。

地域における自立した生活のための支援の充実を進めるために、「障がい福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう努めるとともに、第4期計画では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等を勘案し、項目を新たに追加するなど必要な内容の修正を行い策定することとしました。

また、第3期障害福祉計画では、根拠法令が児童福祉法に移行したため、障害児支援については削除されましたが、第4期計画に係る指針においては子育て支援策との緊密な連携を図る必要があることから、障害児支援について改めて盛り込まれたので、目標値を設置することとしました。

平成29年度の目標値の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

・入所者削減見込目標値

国の指針では、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4パーセント以上（4人）削減すること。また、平成26年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標とすることとしています。入所者の地域移行を図る一方で、在宅障がい者及び家族介護者の高齢化等により、新規入所者も見込まれることから、大幅な減少が考えにくいと、平成29年度の減少者数は4パーセント減だけにとどめ、第3期計画での未達成割合は目標値に盛り込まないこととしました。

・地域生活移行目標値

国の指針では、平成25年度末時点の施設入所者の数の12パーセント以上（11人）が地域移行する。また、平成26年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標とすることとしています。3期計画までに地域移行可能な方の多くはすでに移行しており、今後3年間で11人の移行は難しいと考え6パーセントの6人で設定し、第3期計画での未達成割合は目標値に盛り込まないこととしました。

項 目	数 値	説 明
基準日時点での施設入所者数(A)	92人	平成26年3月31日の入所者数
目標年度入所者数(B)	88人	平成29年度末時点の利用人数
入所者削減見込目標値(C)	4人	(A-B)
削減率	4%	(C/A)
地域生活移行目標値(D)	6人	(A×6%)

2 福祉施設から一般就労への移行者

目標年度における年間一般就労者数については、これまでの実績を踏まえ、国の指針に基づき平成24年度の一般就労移行者数（2人）の2倍とし、4人を見込みます。

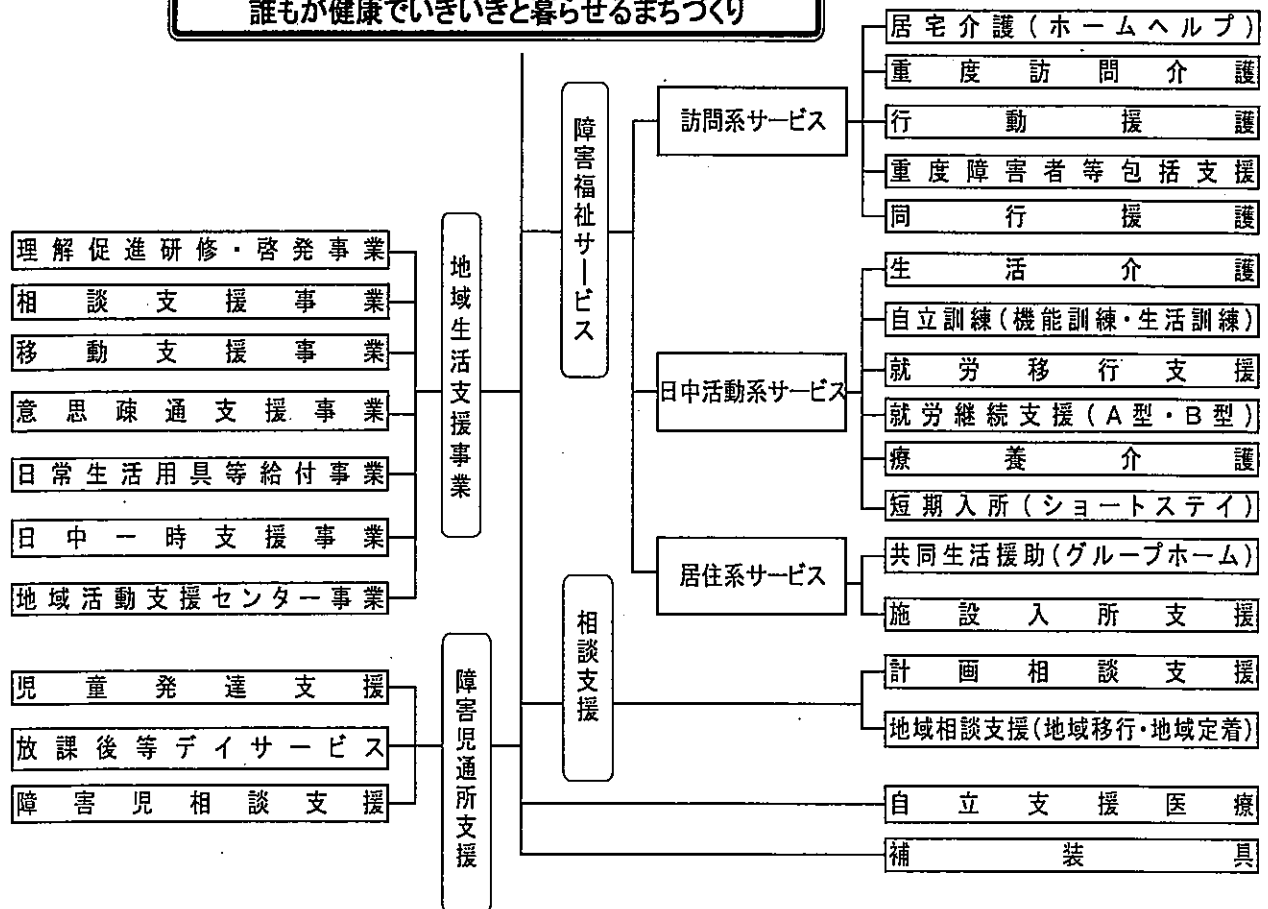
しかし、就労移行支援事業の利用者について、国の指針では平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者の6割以上（19人）増加することを目指していますが、この目標値を設定する「就労移行支援事業」については、標準利用期間が設定されているため、原則2年間で終了となっています。このため、現に利用している者の数から終了者を除き、精神障がい者、特別支援学校卒業者等の新規者を見込んだ結果17人と2名少なくし、増加割合を4割と見込みました。

項 目	数 値	説 明
平成24年度の一般就労移行者数（A）	2人	平成24年度において福祉施設を退所し一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数	4人	平成29年度において、福祉施設を退所し一般就労する人数（A×2）
平成25年度の就労移行支援事業所利用者数（B）	12人	平成26年3月の就労移行支援事業所利用者数
平成29年度末の就労移行支援事業所利用者数（C）	17人	平成25年度利用者から6割以上増加すると仮定すると19人になるが、現に利用している者の数、精神障がい者、特別支援学校卒業者等の新規者を見込んだ結果17人とした。
増加割合	4割	$(C-B) / B$

障害福祉サービス体系

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためのサービスについては、障がい者一人ひとりの障がいの程度や、利用者の意向、介護者の状況など勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」、児童福祉法に基づき支給決定される「障害児通所支援」、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が主体として柔軟に実施できる「地域生活支援事業」等に分かれています。

誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり



障害福祉サービス別見込み量

サービスの必要見込み量（支給量）は、国の指針及び北海道の考え方と本市の第3期計画までの実績並びに現状に基づき設定しました。

サービス提供においては、限られた社会資源を有効に活用するとともに、障がい者が希望するニーズに応ずることができるよう、北海道や近隣自治体との圏域調整を図りながら障がい者の自立した地域生活移行について支援を行っていくこととします。

1 系列別サービス

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度
訪問系サービス				
居宅介護	時間/月	396	420	444
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
行動援護	時間/月	20	20	20
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
同行援護	時間/月	14	14	14
日中活動系サービス				
生活介護	日/月	2,820	3,180	3,340
	人/月	141	149	157
自立訓練（機能訓練）	日/月	22	22	22
	人/月	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	日/月	20	20	200
	人/月	1	1	1
就労移行支援	日/月	242	308	374
	人/月	11	14	17
就労継続支援A型	日/月	242	264	286
	人/月	11	12	13
就労継続支援B型	日/月	2,164	2,344	2,384
	人/月	106	115	117
療養介護	人/月	8	8	8
短期入所	人/月	16	16	16
居住系サービス				
共同生活援助	人	94	99	105
施設入所支援	人	91	90	88

2 相談支援

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人	335	345	358
地域相談支援（地域移行）	人	2	2	2
地域相談支援（地域定着）	人	2	2	2

3 障害児通所支援・相談支援

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人	45	45	45
放課後等デイサービス	人	35	35	35
障害児相談支援	人	80	80	80

4 市町村地域生活支援事業

障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、意思疎通支援、移動支援、日常生活用具給付事業などの事業を実施します。

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度
① 理解促進・研修啓発事業	有・無	有	有	有
② 相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	有・無	有	有	有
③ 移動支援事業	箇所	4	4	4
	人/月	38	38	38
	時間/月	100	100	100
④ 意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	10	10	10
手話通訳者設置事業	人	1	1	1
⑤ 日常生活用具等給付事業				
介護・訓練支援用具	件/年	6	6	6
自立生活支援用具	件/年	8	8	8
在宅療養等支援用具	件/年	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3
排せつ管理支援用具	件/年	900	900	900
居宅生活動作補助用具	件/年	2	2	2
⑥ 日中一時支援	人/月	25	25	25
⑦ 地域活動支援センター事業				
見込み者数	人/月	1	1	1
基礎的事業	箇所	1	1	1
機能強化事業	箇所	1	1	1

計画の推進管理

1 計画の推進管理体制

- 北海道が設置・運営している障害福祉計画等圏域連絡協議会からの情報提供や支援、関係機関との情報交換によるネットワークの構築、サービス提供事業者や相談支援事業を通じた利用者の声、地域自立支援協議会での協議を踏まえ、着実な計画の推進を図ります。
- 事業の実施、推進にあたっては、当事者やその家族の参画を基本に意見やニーズに配慮するとともに、障がい者団体等との協働に努めます。
- 障がい者のサービス利用や新たなニーズの把握に努め、関係機関の連携体制の強化や、計画推進の見直しなどへの反映に努めます。

2 計画の点検・評価・公表

- 計画に示したサービス供給量や移行状況などの達成状況については、北海道へ報告するとともに、計画策定委員会に報告し点検・評価を行うとともに、その意見を踏まえて計画の効率的な推進に努めます。
- 計画の進捗状況について、市ホームページ等により周知を図ることにより、障がいに対する理解促進と、地域の役割について啓発を行います。

□美唄市障がい者プラン□

(第4期計画)

障害者基本計画：第6期計画

《旧障害者福祉計画》

障害福祉計画：第4期計画

素 案

美 唄 市

(平成27年度～平成29年度)

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけと性格	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2

第2章 障がいのある人の状況

1 障がい者の状況	
(1) 身体障がい者	4
(2) 知的障がい者(児)	6
(3) 精神障がい者	7
(4) 難病患者	8
(5) 発達障がい者	9
(6) 高次脳機能障がい者	9

第3章 障がい者基本計画

第1節 啓発・広報	10
(1) 啓発活動	10
(2) 地域福祉活動の推進	11
第2節 生活支援	11
(1) 相談支援体制の確保	11
(2) 住まいの基盤整備の充実	12
(3) 適切な日中活動サービスの充実	12
(4) 地域生活を支えるサービス基盤の充実	12
第3節 生活環境	13
(1) 住環境の整備	13
(2) 生活基盤の整備	13
第4節 教育・交流	15
(1) 福祉教育の推進	15
(2) 障がいの特性に配慮した保育・教育の充実	15
(3) 交流教育の推進	16
(4) 就職教育等の支援	16

第5節 雇用・就業	16
（1）雇用の確保・促進	16
（2）就労支援の促進	16
第6節 保健・医療	17
（1）地域生活を支える相談支援体制	17
（2）健康維持、疾病予防	17
第7節 情報・コミュニケーション	18
（1）障がいに対する理解	18
（2）自らの選択・決定・利用	18
（3）コミュニケーションの推進	19

第4章 障がい福祉計画

第1節 計画の基本的事項	20
1 計画作成の趣旨と目的	20
2 計画の位置付けと法的根拠	21
3 計画策定体制	22
第2節 障がい者及びサービス提供体制の現状	23
1 障がい者の現状	23
（1）身体障がいのある人の状況	23
（2）知的障がいのある人の状況	24
（3）精神障がいのある人の状況	24
（4）難病患者の状況	25
2 サービス提供体制の現状	26
（1）相談体制	26
（2）サービスを提供している市内施設等の状況	27
A 児童発達支援	27
B 放課後等デイサービス	27
C 障害児入所施設	27
D 共同生活援助（グループホーム）	27
E 施設入所支援	28
F 生活介護	28
G 就労移行支援	29
H 就労継続支援（A型）	29
I 就労継続支援（B型）	29
J 地域活動支援センター	30
K 居宅介護・同行援護・移動支援	30
L 重度訪問介護	30

M 計画相談支援事業所	31
N 障がい者就業・生活支援センター	31
O 学校	31
(3) 市内小・中学校における特別支援教育の現状	31
第3節 計画の基本的考え方	32
1 基本理念	32
2 施策の方向性	32
第4節 平成29年度の目標値の設定	33
1 施設入所者の地域生活への移行	33
2 福祉施設から一般就労への移行者	34
第5節 障害福祉サービス体系	36
第6節 障害福祉サービス別見込み量	37
1 訪問系サービス	37
2 日中活動系サービス	39
3 居住系サービス	42
4 相談支援	43
5 障害児通所支援・相談支援	44
6 地域生活支援事業	45
第7節 計画の推進管理	49
1 計画の推進管理体制	49
2 計画の点検・評価・公表	49

資料

用語解説	50
「美唄市障がい者プラン」策定に係る経過	53
美唄市障害者福祉計画庁内推進会議設置要綱	54
美唄市障害者福祉計画策定委員会名簿	55
サービス提供している市内施設等一覧表	56

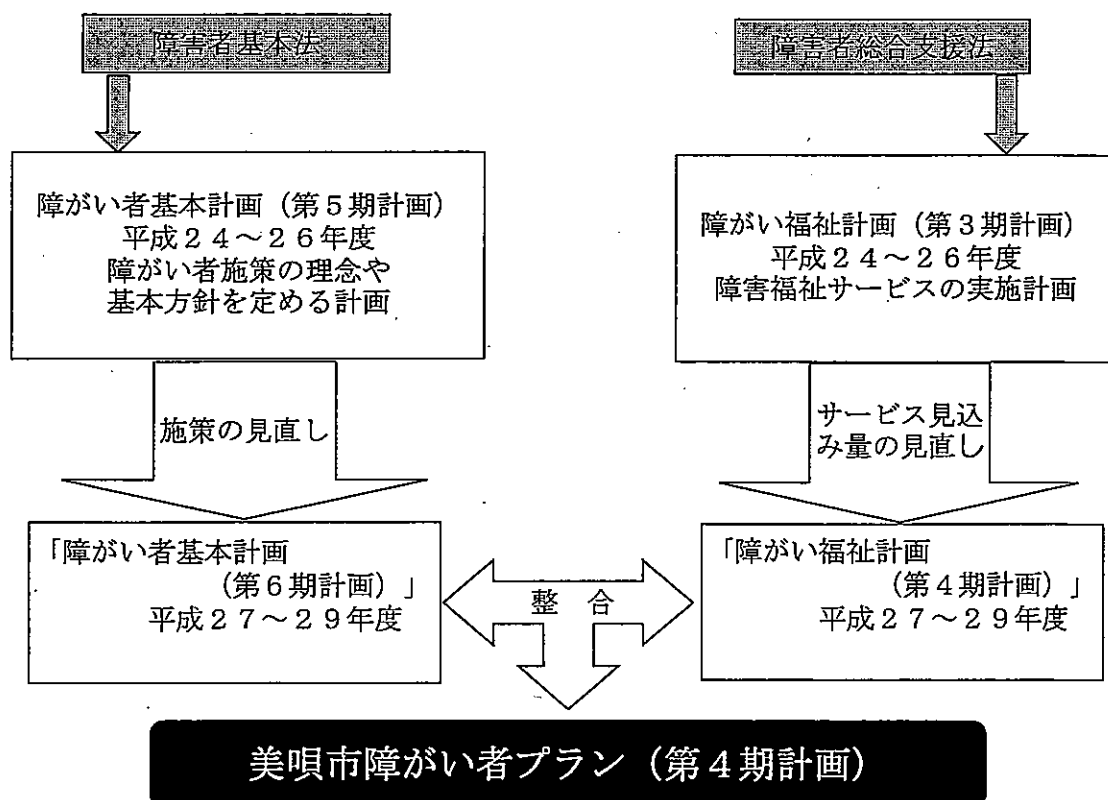
第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

美唄市では、障がい福祉施策の基本的な考え方と、具体的な計画として平成18年に「美唄市障がい者プラン」の第1期計画を策定し、障害に関する計画の総合的な見直しを行いました。

また、昨年度は「すべての市民が、住みなれた地域で、ともにささえあい、安心して暮らせる地域コミュニティの形成」を目指すことを基本的な理念とした「第3期 美唄市地域福祉計画」を策定し、年齢、性別、身体状況など、それぞれの違いを認め合い、一人ひとりが個性ある人間として尊重され、あらゆる分野に参加でき、ともに生きることのできる社会を目指した様々な施策を展開してきています。

美唄市障がい者プランは、障害者基本法に基づく「障がい者基本計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「障がい福祉計画」の2つの計画を一体化したものです。



2 計画の位置づけと性格

- ◇ 本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」の性格を併せ持ちます。
- ◇ 障害者差別解消法、障害者雇用促進法などの関連法を踏まえて策定しています。
- ◇ 国および北海道それぞれが策定した関連の計画や、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◇ 『びばい未来交響プラン（第 6 期美唄市総合計画）』（平成 23 年度～32 年度）および『第 3 期 美唄市地域福祉計画』（平成 26 年度～30 年度）の部門計画として策定します。
- ◇ 市が取り組むべき今後の障がい者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

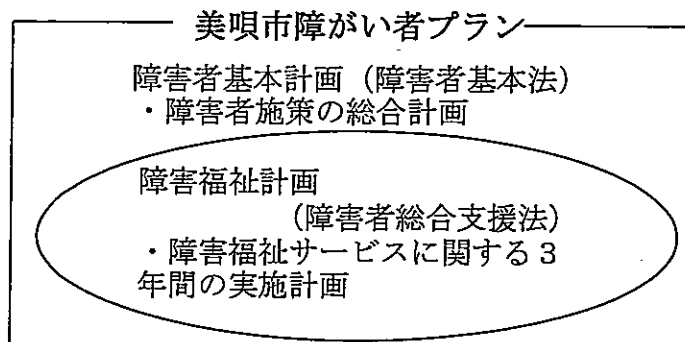
なお、計画期間の途中で、障害者総合支援法の改正や障がい者施策の変更等、美唄市障がい者プランの内容と大幅に変わる等プランの変更が必要と判断された場合は見直しを行うことといたします。

4 計画の対象

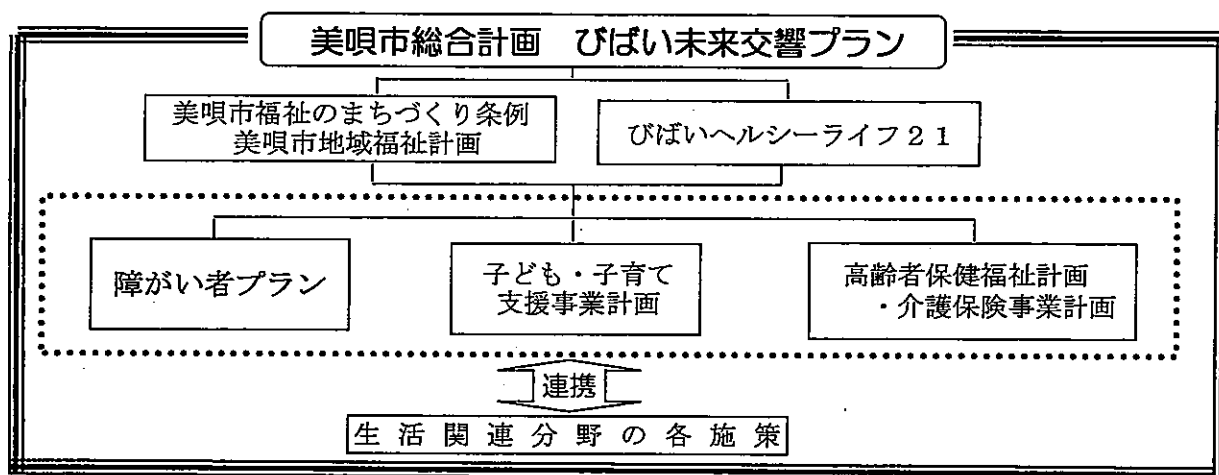
本計画では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、発達障がい者および高次脳機能障がい者について計画の対象とします。

法令との関係、美唄市各計画との関係については次のとおりです。

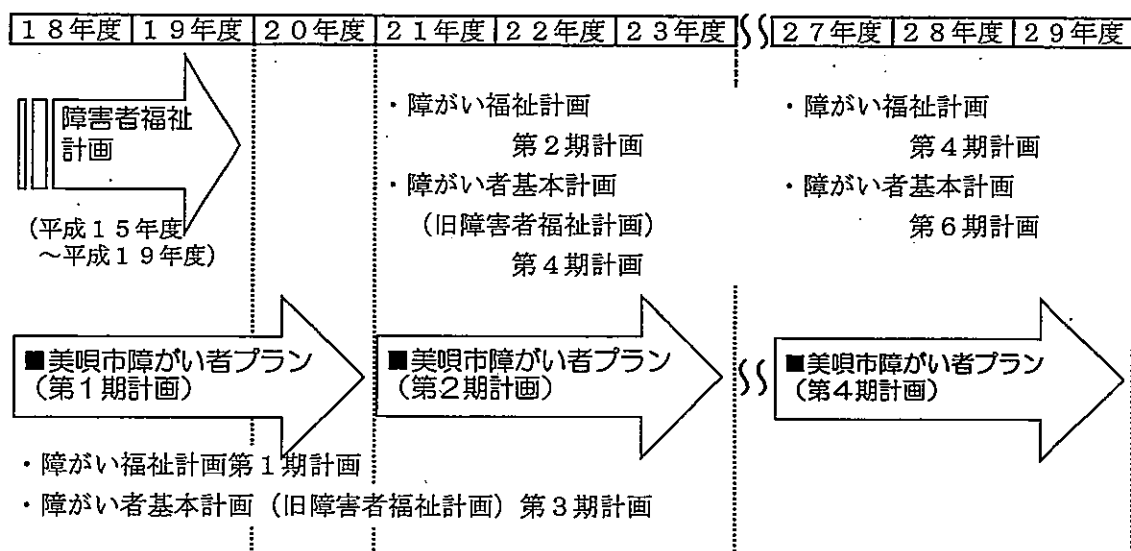
【法令との関係】



【美唄市各計画との関係】



【計画期間】



第2章 障がいのある人の状況

1 障がい者の状況

美唄市における障がい者の現状について、手帳所持者等のデータを基に概況をまとめたものです。

平成21～25年における各年度末人数等については、第4章 障がい福祉計画の第2節の1 障がい者の現状(23頁～)に、まとめられています。

全体的な状況としては、総人口が減少するなか、知的障がい者・精神障がい者の増により、障がい者の合計は僅かずつ増加していますが、総人口の減少により、総人口に占める障がい者の割合は上昇しています。

■ 人口に占める障がい者の割合

(各年度末現在 単位:人、%)

		H21	H23	H25
障がい者	身体障がい者	1,777	1,747	1,746
	知的障がい者	395	428	440
	精神障がい者	186	209	234
	障がい者合計(A)	2,358	2,384	2,420
美唄市総人口(B)		26,447	25,371	24,311
総人口に占める障がい者の割合(A/B) (%)		8.92	9.40	9.95

(1) 身体障がい者

身体障がい者数は、平成25年度末現在1,746人となっており、平成21年度末と比較すると31人、率にすると1.7%の減少となっています。

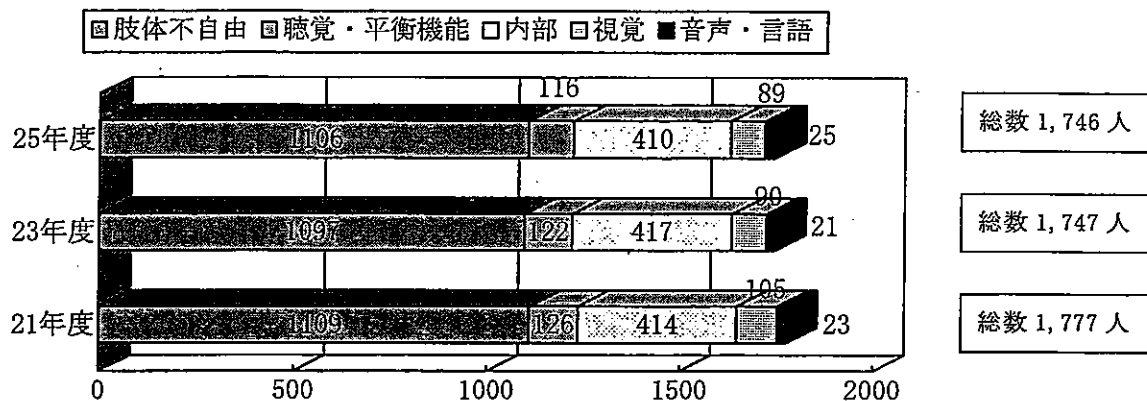
障がい別で見ましても、大きな変動はなく、僅かずつではありますが全体数の減少と同様の割合で減少しています。

程度別では、4級の手帳所持者が増加しています。

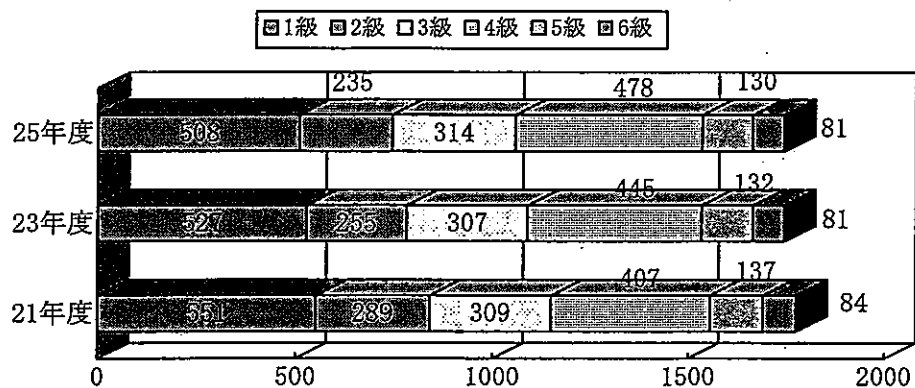
平成25年度末現在、65歳以上が全体の75.6%を占めており、他の障がい者に比べ身体障がい者の高齢化が顕著となっていることが伺えます。

①身体障がい者数の推移

■障がい別



■程度別



※ 程度は、6級から1級に近づくにつれ、より重い状態であることを示します。

②身体障がい者数・年齢別

(平成25年度末現在 単位:人)

	肢体 不自由	聴覚・平 衡機能	内 部	視 覚	音声・ 言語	合 計
18歳未満	13	0	4	0	1	18
18歳以上 65歳未満	291	21	72	12	12	408
65歳以上	802	95	334	77	12	1,320
計	1,106	116	410	89	25	1,746

(2) 知的障がい者(児)

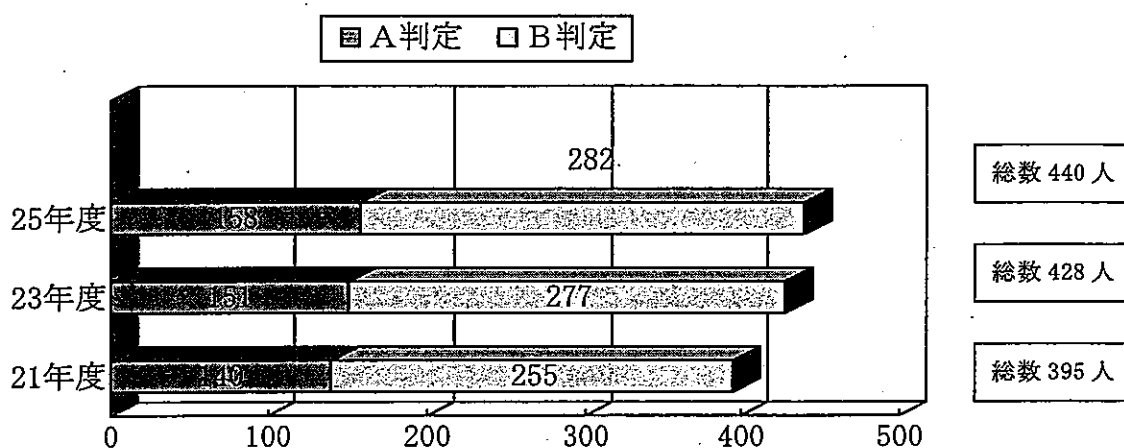
知的障がい者(児)数は、平成25年度末現在440人となっており、平成21年度末と比較すると45人増え、率にすると11.4%増加しています。

また、判定別では、平成25年度末現在、A判定の方が158人(35.9%)、より軽いB判定の方が282人(64.1%)となっています。

知的障がい者(児)の推移を見ると、65歳以上が約1.6倍に増えており、特にB判定の方の増加率が高くなっています。

①知的障がい者(児)数の推移

■判定別



※ 判定は、B判定の軽度～中度とA判定の重度～最重度の判定があります。

②知的障がい者数・年齢別

(各年度末現在 単位:人)

程 度	A判定		B判定		合 計		
年 度	H21	H25	H21	H25	H21	H25	増加率
18歳未満	21	17	51	59	72	76	105.6%
18歳以上 65歳未満	103	119	194	204	297	323	108.8%
65歳以上	16	22	10	19	26	41	157.7%
計	140	158	255	282	395	440	111.4%

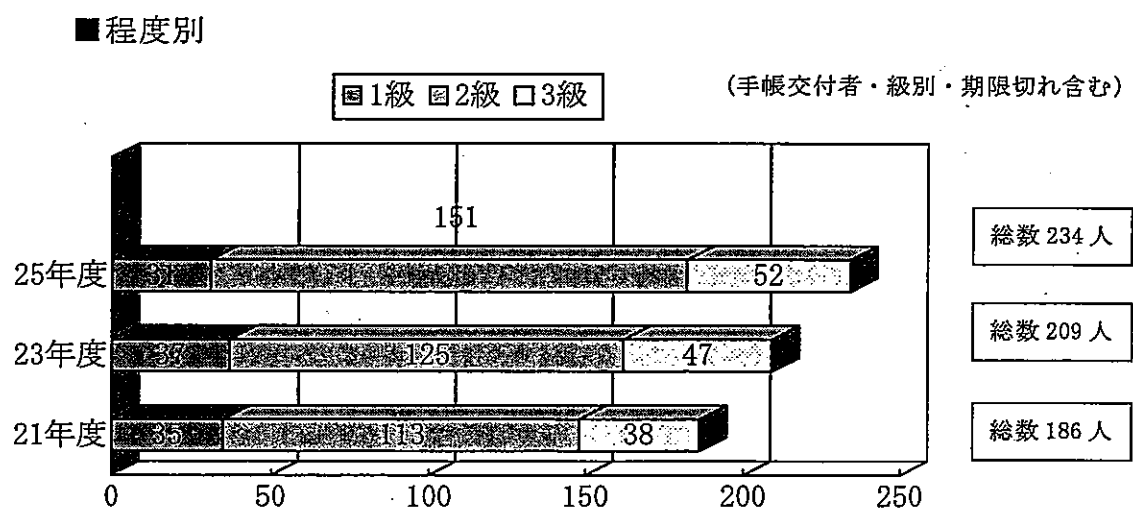
(3) 精神障がい者

精神障がい者数は、平成25年度末現在234人となっており、平成21年度末と比較すると48人増え、率にすると25.8%の増加となり、他の障がいと比べて、依然高い増加率となっています。

程度別では、平成25年度末現在、1級が31人(13.3%)、2級が151人(64.5%)、3級が52人(22.2%)となっており、2級の増加が顕著となっています。

また、精神疾患による患者数は全国的に増加傾向にありますが、美唄市においても増加しており、中でも認知症が含まれる脳気質性精神障がいの伸びが大きくなっています。

①精神障がい者数の推移



※ 程度は、3級から1級に近づくにつれ、より重い状態であることを示します。

②精神障がい者数・年齢別(手帳交付者・級別・期限切れ含む)

(各年度末現在 単位:人)

程 度	1 級		2 級		3 級		合 計		
年 度	H21	H25	H21	H25	H21	H25	H21	H25	増加率
18 歳未満	0	0	0	1	0	0	0	1	—
18 歳以上 65 歳未満	29	20	103	134	36	47	168	201	119.6%
65 歳以上	6	11	10	16	2	5	18	32	177.8%
計	35	31	113	151	38	52	186	234	125.8%

(4) 難病患者

難病患者(特定疾患対象患者)は、平成25年度末現在で国指定240人、道指定42人、計282人で、対象疾患は国指定56疾患、道指定10疾患、計66疾患となっています。

平成21年度と比較すると、対象疾患数は20疾患増加しているものの、対象患者数は5.6ポイントの増加にとどまっています。

①難病患者(特定疾患対象患者)数

(各年度末現在)

区分 年度	疾 患 数			対象患者数		
	国指定	道指定	合 計	国指定	道指定	合 計
H 2 1	38疾患	8疾患	46疾患	214人	53人	267人
H 2 5	56疾患	10疾患	66疾患	240人	42人	282人
増加率	—	—	—	112.1%	79.2%	105.6%

(5) 発達障がい者

発達障害者支援法では、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

文部科学省が平成24年度に、調査対象を全国小・中学校約1,200校、約54,000人を対象に実施した「通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査^{※1}」によると、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を伴っている児童生徒の割合は6.5%程度(約16人に1人の割合)であるとされています(この調査結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、あくまで発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示す推定値であることに留意)。

発達障がい児・者は平成22年度の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されましたが、手帳制度や調査資料がなく、また、外見からはわかりにくく、その障がいの状態も様々であり、診断等によりはっきりと判定されることが難しいため、発達障がいのある人の正確な人数は、国、道も含め把握できていないのが現状です。

(6) 高次脳機能障がい者

高次脳機能障がいとは、頭部外傷や脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がいなどが生じ、これに起因して日常生活、社会生活への適応が困難になる障がいです。

この障がいの特徴として、身体的後遺症がない場合、外観上わかりにくく、本人や家族も気づきにくいいため、高次脳機能障がい者の数や状態など、その実態の把握は難しい状況にあります。

道では、平成23年度から改正した精神障害者保健福祉手帳の診断書様式に「高次脳機能障がい」と明記することとなりましたが、高次脳機能障がいに対する医療機関等の知見の蓄積と理解が十分進んでいない実態もあり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数は、国、道も含め把握できていないのが現状です。

第3章 障がい者基本計画

障がい者基本計画は、障がい者のための施策に関する基本的な方向を示すものとして、障害者基本法第11条に基づく「市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者基本計画）」です。

第4章の障がい福祉計画においても、当障がい者基本計画との整合性を図り見直しをしてきていることから、前期計画内容を基本的に踏襲するとともに、障がいの有無にかかわらず、互いに一人の人間として認めあい、差別を許さない社会へ施策を推進することが求められています。

今後も、障がい者に対する施策を推進するためには、市などの関係機関のみならず「美唄市福祉のまちづくり条例」に基づく「美唄市地域福祉計画」を基本として、事業者や地域、更には障がい当事者やその家族においても、地域生活を行う上でそれぞれの役割を担いながら、一人ひとりが個性ある人間として尊重され、地域で安心して暮らせる体制づくりをすることが必要です。

第1節 啓発・広報

すべての市民が、住みなれた地域で、ともにささえあい、安心して暮らせる地域コミュニティの形成をめざすことを基本理念とした美唄市地域福祉計画の4つの目標「ともに生きる社会づくり」「住民自治・住民主体のまちづくり」「ささえあう地域社会」「市民と行政の協働」を目指すため、幅広い住民・関係企業・各種団体の取り組みによる地域福祉活動を推進します。

（1）啓発活動

- ・ 「障がい者週間」^{*2}など、障がい者問題への意識の高揚を図るため、様々な機会を通じて広報活動を推進します。
- ・ 市広報紙「メロディー」地域福祉コーナーの活用を進め、それぞれの地域活動の事業への取り組みや活動状況について広報活動を推進します。
- ・ 「障がい」と「障がい者」に対する理解を深めるため、保健・福祉講座や講演会等を開催するほか、障がい者団体や職域団体等の開催する講演会等を支援します。
- ・ 障害者総合支援法や障がい者に関する制度の変更について、当事者等への周知方法の拡大を図るため、障がい福祉の案内（各種制度について）を継続作成するほか、障害者虐待防止法や障害者優先調達推進法な

ど市ホームページ等を活用し、市民周知を図ります。

- ・ 障がい者も、地域生活の充実を図るため地域に対し障がいへの理解を深めてもらうよう、自らも啓発をするなど意識改革を持つようにすることが必要です。

(2) 地域福祉活動の推進

- ・ 地域のボランティア活動を促進するため、地域リーダーの育成や組織化について支援するほか、社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携を図りボランティア活動の取り組みを推進します。
- ・ 住民による地域課題の解決に向けた自発的な活動や地域の連帯における取り組みについて、社会福祉協議会、町内会、民生児童委員などと協働して支援します。
- ・ 美唄市地域福祉計画を推進する組織である市民ささえあい推進委員会の活動により、地域福祉の必要性を住民に理解していただくとともに、他の地域情報を提供することにより地域力が高まるよう、会の活動を支援します。

第2節 生活支援

障がいがあっても住み慣れた地域で生活をしていく上で、自らのライフステージ^{※3}に応じて必要なサービスを選択できること、そのための身近な相談から専門的な相談まで対応できる相談体制の確保など、自立や社会参加をしようとする意識が高まっている中、一人ひとりが安心した地域生活を継続することができるよう、障がい者の生活を支える福祉サービスの充実を図ります。

(1) 相談支援体制の確保

- ・ 相談支援体制として、身近な地域で活動している民生児童委員や、精神障がい者家族会による相談業務や社会福祉協議会による「こころの健康相談」の開催について、今後も継続して実施します。
- ・ 心身障害者総合相談所や保健所などの専門機関等と連携して、より専門的な相談に対応できる体制の充実に努めます。
- ・ 福祉サービスの利用援助や各種支援施策に関する助言、日常生活全般の相談援助、権利擁護^{※4}に必要な援助などを目的とした「障害者相談支援事業」の相談支援事業者を中核として、引き続き行政や事業者などによる支援体制について充実を図ります。

- ・ 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議など、総合的な相談支援事業のシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場である地域自立支援協議会^{※5}と北海道から「広域相談支援体制整備事業^{※6}（空知圏域）」の委託を受けた「地域生活支援センターあ〜ち」と連携し、相談支援事業の充実を図ります。
- ・ 障がい者の生活を当事者の立場に立って支援できるよう、道が実施する相談支援専門員、サービス管理責任者の養成のためのケアマネジメント^{※7}研修などを通じ、地域におけるケアマネジメント手法の確立・定着に努めるとともに、個別の困難事例などについては協議・調整機能を有する地域自立支援協議会との連携を図ります。
- ・ 利用者本人（児においては家族）の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を実現するため、サービス等利用計画の作成及びモニタリングの充実及び活用を図ります。
- ・ 障がいや高齢等に伴う判断力に不安がある方の権利や財産を守るため、美唄市市民後見人等養成活用事業による市民後見人の養成、成年後見制度についての市民周知、市民後見人への理解等の促進を図ります。

（２）住まいの基盤整備の充実

- ・ 障がい者が円滑に地域移行できるよう、グループホーム^{※8}など事業者との協力の下、計画的な整備を促進します。

（３）適切な日中活動サービスの充実

- ・ 地域生活への移行や能力・適性に応じた就労のため、自立訓練や就労継続支援等の日中活動の場の整備について、事業者や関係機関等との連携により充実が図られるよう支援します。
- ・ 日中活動及び地域交流の場として、障がい者本人が集える場の提供活動に対する支援など、関係機関等との連携を図ります。

（４）地域生活を支えるサービス基盤の充実

- ・ 地域での生活に必要な移動支援として、福祉タクシー料金助成や高齢者等移送サービスを市で、市内タクシー事業者独自実施の手帳所持者に対する割引制度を実施してきているほか、福祉有償運送運営協議会^{※9}の運営など移動支援の充実を進めてきているほか、市内ろうあ者が市外でのコミュニケーション機会の確保のための支援の拡大、視覚

障がい者の外出支援拡大など、移動・コミュニケーション支援の拡大と地域生活支援事業の充実を図ります。

- ・ 障がい者や高齢者などにやさしい施設として、公共施設のバリアフリー^{※10}化や多機能トイレなどについて、今後も施設改修などに合わせ整備するよう努めます。
- ・ 障がいの有無を問わず、高齢者から子どもに至るまで地域で安心して暮らすことができるよう、社会福祉協議会や関係団体との連携により住民同士の支え合いやその仕組みづくりなど、地域福祉事業の推進に努めます。

第3節 生活環境

(1) 住環境の整備

住みなれた地域において、社会の関わりの中で本人の望む居住の場における生活や活動が可能となるよう住宅や住環境の整備を進めることが必要です。

①公営住宅等の整備

- ・ 今後も公営住宅の整備については、バリアフリー化を促進し、誰もが利用しやすい居住環境の普及に努めます。
- ・ 公営住宅の入居は、公開抽選により決定していますが、障がい者には生活拠点の場の確保として、当選確率を引き上げるため優遇措置を採り入れており、今後も引き続き制度として取り組むこととします。

②障がい者向け住宅等の普及

- ・ 住宅の建築や改築についての相談・指導体制の充実に努め、障がい者や高齢者が安全で快適に居住できる住宅の普及を推進します。
- ・ 福祉、保健・医療及び建設関係職種の連携により、住宅の改修に関する相談や助言をする体制づくりや社会福祉協議会が開催している「福祉住環境相談」の活用を促進します。

(2) 生活基盤の整備

①障がい者にやさしいまちづくりの推進

- ・ 公共的施設や道路などの環境や整備は利用しやすいユニバーサルデザイン^{※11}となるよう、障がい者や子ども、高齢者などにも住みよいまちづくりとして改善・整備に努めるとともに、美唄市高齢者、障害者

等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例に基づいた歩道や駐車場、その他付随設備等の整備に努めます。

- ・ 地域の特性である雪対策として間口除雪などでの対応により、冬期間の快適で安心な支援を行うほか、都市整備に当たっては障がい者からの意見や関係機関による協議の場を設けるなど、障がい者等にやさしい、住みよいまちづくりとしての共通認識をもち、推進するよう努めます。

②移動・交通対策の推進

- ・ 障がい者の移動手段として、自ら運転できる方に対する自動車改造費や社会参加促進のための自動車運転免許の取得などについて支援を進めるほか、福祉タクシーやリフト付タクシーなど移動手段確保について、引き続き制度の取り組みに努めます。
- ・ 福祉有償運送運営協議会設立により、事業者の福祉有償運送^{*9}への参入が本市においても認められましたが、引き続き、移動手段の多様化や各種制度の活用に努めます。
- ・ 冬期間の外出移動を確保するため駅周辺、中心市街地、通学路等を中心とした歩道の除排雪の充実に努めます。
- ・ 障がい者専用駐車場への一般車両の駐車や視覚障がい者や車椅子使用者の移動の妨げとなる放置自転車などについて、市民への啓発と指導に努めます。
- ・ 盲導犬、介助犬及び聴導犬を同伴しての公共施設や公共交通機関などを円滑に利用できるよう、市民に啓発し理解の促進を図ります。

③防災・防犯対策の推進

- ・ 災害や緊急事態などが発生した場合の迅速かつ的確な対応を図るため、平常時から緊急連絡体制、緊急避難場所の周知、避難訓練等の防災対策の整備を推進します。
- ・ 高齢者・障がい者等要援護者マップ^{*12}で作成したデータの更新を行うほか、民生児童委員や社会福祉協議会等による見守り体制の促進や、要援護者の登録を引き続き行います。
- ・ 町内会等と連携し災害時や緊急時に組織的に行動ができる体制や、障がい者や高齢者など、全ての地域住民の安全に配慮した自主防災組織の設置や活動を支援します。
- ・ 避難場所としている施設については、今後の改修時に併せ、障がい者や高齢者に配慮したバリアフリー化に努めます。
- ・ 市民が安全で安心して暮らすことができるよう策定された美唄市地

域コミュニティ安全条例^{※13}により、市民、町内会などの地域活動団体や、事業者、市の役割分担に沿った地域の防犯・安全活動の推進について取り組みます。

- ・ 自立と共同のまちづくりを進める本市のまちづくりの基本的なルールを定めた美唄市まちづくり基本条例^{※14}により、市民の生命、身体、財産及び安全な暮らしを守るため、危機管理体制の充実、強化に努めるとともに、市民やコミュニティの自主的な活動を支援し、関係機関、市民との連携、協力を努めます。

第4節 教育・交流

障がい者が社会の一員として、主体性を発揮し生きがいのある生活が送れるよう、それぞれの教育的ニーズに配慮したきめ細かな教育と生涯にわたる多様な学習の機会の確保が大切です。

(1) 福祉教育の推進

- ・ とともに生きる社会を構築するため、偏見や差別をなくすための温かい人間性を培うことが大切であり、幼少期から生涯学習の基本としてそれぞれの違いを認め合い、一人ひとりが個性ある人間として尊重され、様々な分野に参加できる、互いに思いやりのある豊かな心の教育が必要です。
- ・ 相互の人格と個性を尊重し合いとともに生きる心を育むため、保育所や幼稚園、学校での障がい者や高齢者との交流やボランティア活動などの交流体験を通じた福祉教育のほか、生涯学習推進計画の推進と連携し、思いやりとささえあいの心を育成する活動の充実を図ります。

(2) 障がいの特性に配慮した保育・教育の充実

- ・ 教育・保健・福祉・医療の各分野の関係機関のもと、健康診査等を通じた障がいの早期発見・早期対応や道立肢体不自由児総合療育センター、子ども療育広場、児童相談所等との連携を図るとともに、言語治療教室運営事業や障がい児保育事業などを通じ、美唄市子ども・子育て支援事業計画に基づき総合的な相談支援体制の構築を図ります。
- ・ 学齢期における障がいのある子どもについては、本人や保護者の意向を十分に尊重する中で、一人ひとりの障がい特性に応じた就学を進めるため、教育関係機関との連携により特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援や適切な就学指導、相談機能の充実に努めます。

(3) 交流教育の推進

- ・ 障がいのある児童生徒と、障がいのない児童生徒が体験学習などを通して、お互いの理解を深める交流教育の場や機会の充実を図ります。
- ・ 教育機関との連携により、障がい者や高齢者とのふれあいを通じ福祉に対する理解を深めるため、ボランティア活動や児童生徒の福祉活動への参加を促進するとともに交流活動の充実を図ります。
- ・ 養護学校や普通学校では、障がい福祉に関する教職員の交流を図り、学齢期の子どもに対する福祉教育の共通認識を有することが必要です。
- ・ 障がい者が安心した地域生活をする事ができるよう、社会福祉事業者施設などの地域資源を活用し、体験を通じた地域住民の障がいに対する理解を深める機会づくりが必要です。

(4) 就職教育等の支援

- ・ 卒業後の進路を円滑に確保するため、学校、児童相談所、ハローワーク等の連携のもと、個々の能力・適正に応じた進路指導を進め、雇用機会の拡大に努めます。

第3部 福祉・就業

(1) 雇用の確保・促進

- ・ 障がい者の雇用への理解を深めるため、事業主や従業員への理解促進と職場環境整備などの制度周知に努めます。
- ・ ハローワーク、商工会議所、農業団体などの関係機関と、労働に関する市の関係部署並びに保健福祉関係機関などとの連携の強化や情報の共有化を図るなど、障がい者の雇用促進に努めます。
- ・ 障がい者への雇用支援として、障がい特性を考慮した業務等について、障がい者の属する団体等へ発注するなど、雇用機会の確保に努めます。
- ・ 社会福祉事業者として、障がい者雇用のPR、企業間の情報交換・情報提供など、企業への雇用支援に対する取り組みが必要です。
- ・ 社会福祉事業者として、企業からの業務受注を拡大するなど、就労訓練の機会提供としての取り組みが必要です。
- ・ 障がい者自らも、社会参加と雇用に対する意識を高め、就労活動や地域行事参加などへの積極的な取り組みが必要です。

(2) 就労支援の促進

- ・ 就労支援を推進する制度の充実について、多方面からの情報収集を

行うとともに、多角的な検討を行い地域に見合う充実した取り組みとなるよう努めます。

- ・ 就労支援事業者に対し、物品調達や役務提供業務を特定随意契約で発注し、障がい者の就労を促進する就労支援施策について、引き続き制度の取組みに努めるほか、美唄市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定め、行政からの調達物品の拡大及び周知の取り組みを促進します。
- ・ 無年金者や地域生活において資力に不安がある方などを含め、就労可能な障がい者については、雇用が円滑に行われるよう就業訓練や現場実習など企業との連携を図り、就労移行についての支援を推進します。
- ・ 就労移行支援利用者や在宅での求職者へのジョブコーチ^{※15}支援実施の充実を図ります。
また、社会福祉事業者においてもジョブコーチの配置や育成などについての取り組みが必要です。
- ・ 社会福祉事業者は企業や就労支援関係機関との連携により、就労先開拓に向けた情報収集やトライアル雇用^{※16}などを活用し、障がい者の適性について掌握するなどの取り組みが必要です。

第3章 健康・福祉

(1) 地域生活を支える相談支援体制

- ・ 障がい者のライフサイクルを通じた障がい等の原因となる疾病予防や早期発見・早期治療により、障がいの重度化を防ぐため家族を含めた相談支援体制の充実を図るとともに、保健センターによる地域保健活動により、地域住民が必要とする健康に関するサービスの提供に努めます。
- ・ 身近な相談支援体制として、地域の民生児童委員との連携を図り、密着した相談ネットワークを充実します。
また、当事者団体や家族会による相談・助言（ピアカウンセリング^{※17}）など自主的な活動を行うことにより、障がいに対する理解を深め地域生活の支援につながるものと考えられます。

(2) 健康維持、疾病予防

- ・ 障がいの原因となる疾病予防として、妊産婦や新生児・未熟児に対する相談や乳幼児健康診査などを行うほか、保健センターによる障がい特性に配慮した母子保健活動を推進します。

- ・ 発達障がいについては、子ども療育広場や保育事業などの利用によって発見につながる可能性があることから、保護者や関係機関との連携による早期発見と、低年齢期にその特性に対応した発達支援が適切に行われるよう、相談や支援体制の充実に努めます。
- ・ 精神疾患が原因で地域生活に支障を来している在宅者や、症状が寛解し退院した精神障がい者への日常生活に必要な助言・相談体制として、保健センターが窓口となり岩見沢保健所や関係機関との連携により、適切な支援ができるよう充実に努めるほか、当事者に対するつどいの場を提供し、精神疾患に対する理解を深め、社会参加等の当事者の社会的回復を目指します。
- ・ 精神疾患の疾病予防や理解促進のため、岩見沢保健所や医療機関との連携により、早期発見・継続治療の重要性などに関する知識の普及・啓発に努めます。
- ・ 近年、自殺の多くはうつ病等の精神疾患が背景にあり、早期の相談対応や適切な治療によって自殺は予防可能であることが知られてきましたが、まだ一般には十分認知されていないため、岩見沢保健所や保健センター、医療機関との連携により、自殺予防とうつ病に対する理解を深め、自殺予防に関する啓発活動を推進します。

第4章 障がい者に対する理解と支援

(1) 障がいに対する理解

- ・ 安心した地域生活を送るためには、住民の障がいに対する理解が必要です。町内会行事や市内のイベントなどへの積極的な参加や交流などを通じ、障がいに対する理解を深めることができるものと考えます。
そのために、社会参加の促進が図られるよう外出時の支援を行うなど、地域生活支援事業を推進します。
- ・ 障害者基本法に規定されている障害者週間又はその前後において、障がいに対する理解を促進するため、広報紙による啓発や講演会等を実施するなど、障がい者等理解促進研修・啓発事業を推進します。

(2) 自らの選択・決定・利用

- ・ 障がい者自らの自己選択・自己決定により、様々なサービスが利用できるよう、高齢者、介護、子ども、健康などに関する各計画と連動し、それぞれの特性に合った必要な情報が得られるよう、情報提供の充実に努めます。
- ・ 障がい者自らが積極的に地域との交流やコミュニケーションを図る

ことで、より障がいに対する理解を深めてもらうことが必要です。

障がい者の地域生活における支援体制についても、地域のボランティア活動の有効活用など地域住民の協力が得られるよう、地域福祉計画事業との連動を図ります。

(3) コミュニケーションの推進

- ・ 聴覚障がい者へのコミュニケーションの確保として、手話講習会の開催や手話奉仕員の養成、及び主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象とした要約筆記講習会の実施や奉仕員の養成など人材育成の他、派遣体制などについて充実を図ります。
- ・ 手話通訳を必要とする方の広域的な社会参加を促進するために、市町村間の支援体制、ネットワーク化について関係機関との調整を図り、連携した支援ができるよう推進します。
- ・ 視覚障がい者へのコミュニケーションの確保として、点訳（点字）や朗読などの奉仕員の養成や、声の広報（録音テープ）により情報を提供するなど、障がい者や高齢者に対する支援体制の推進を図ります。
- ・ 障がいの種別を超え、当事者が参加できるスポーツや文化交流などにより、社会活動への参加や生きがいを持って地域生活ができるよう、自らも主体的に行動し積極的に取り組みを行うことが必要です。

第4章 障がい福祉計画

障がい福祉計画は、各年度におけるサービス種類ごとの必要見込量、必要見込量の確保の方策、地域生活支援事業の実施方策などを具体的に規定するものです。

特に、地域生活支援事業では障がい者等が能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう柔軟な対応が求められているところであり、第4期計画では地域における自立した生活のための支援をより充実させるために、「障害福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるように努めます。

第4期計画では、基本的な骨格・目標数値については第3期計画の考え方を踏襲する他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)等を勘案し、項目を新たに追加するなど必要な内容の修正を行い策定することとしました。

第1節 計画の基本的事項

1 計画作成の趣旨と目的

障がい福祉制度は、平成15年度に従来の措置制度から、障がい者の自己決定の尊重、利用者の立場に立ったサービスの提供といった観点で、障がい者自らが選択し契約をする仕組みの支援費制度に改正されました。

また、平成18年度には支援費制度の課題を解決するために、障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスを総合的に充実させることを目的に、これまでの支援費制度の「自己決定と自己選択」及び「利用者本位」の理念を継承しつつ、障がい者の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なものとするため、身体、知的、精神障がいの3障がいに対し、障害福祉サービスを一元的に提供できる制度を確立しました。

その後、平成25年4月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行され、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、「障害者自立支援法」を一部改正し、「障害者総合支援法」が施行されることとなりました。

「第4期美唄市障がい福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：平成26年5月15日改正）（以下、「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成29年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2 計画の位置づけと法的根拠

（1）本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

（2）他の計画との関係

本計画は、「びばい未来交響プラン（第6期美唄市総合計画）前期基本計画」における「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を具体化するための計画の一つとして位置付けをし、障がい者の自立と社会参加について必要な支援を行うほか、子ども施策を総合的・計画的に推進するための「美唄市子ども・子育て支援事業計画」、「美唄市福祉のまちづくり条例」並びに「美唄市地域福祉計画」との連携を図り事業者・市民・行政のそれぞれの特性を生かし相互に補完しあいながら支援を必要としている人に必要なサービスを提供するため、その目標やサービス量の確保のための方策を定めるものであり、加えて地域で支え合っていく仕組みづくりを進めることにより、障がい者も安心して生活できる地域づくりを目指します。

障害者総合支援法第88条第1項

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画策定体制

この計画を策定するにあたり、これまでの障がい者のサービス利用状況などを参考に、障がい福祉に関係する団体や事業者、関係機関など、さまざまな分野から委員構成をした「美唄市障がい者プラン策定委員会」による意見集約の場を設け、地域の実情に合ったこれからの障がい福祉施策について検討をいたしました。

第2節 障がい者及びサービス提供体制の現状

1 障がい者の現状

(1) 身体障がいのある人の状況

表1 身体障がい者数の推移（級別）

（各年度末現在 単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1 級	551	545	527	513	508
2 級	289	269	255	241	235
3 級	309	311	307	316	314
4 級	407	428	445	462	478
5 級	137	128	132	130	130
6 級	84	82	81	79	81
合 計	1,777	1,763	1,747	1,741	1,746
すう勢比	100.0%	99.2%	98.3%	98.0%	98.3%

表2 身体障がい者数の推移（障がい別）

（各年度末現在 単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
肢体不自由	1,109	1,103	1,097	1,102	1,106
聴覚・平衡機能障害	126	125	122	116	116
内部障害	414	419	417	411	410
視覚障害	105	96	90	88	89
音声・言語機能障害	23	20	21	24	25
合 計	1,777	1,763	1,747	1,741	1,746

表3 身体障がい者の現況（年齢階層別）

（平成25年度末現在 単位：人）

	肢体不自由	聴覚・平衡機能障がい	内部障がい	視覚障がい	音声・言語機能障がい	合計
18歳未満	13	0	4	0	1	18
18～64歳	291	21	72	12	12	408
65歳以上	802	95	334	77	12	1,320
合 計	1,106	116	410	89	25	1,746
構成比	63.3%	6.6%	23.5%	5.1%	1.4%	100.0%

表4 65歳以上の新規手帳交付数、死亡による返還数の推移（各年度末現在 単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新規手帳交付(A)	77	91	101	113	116
死亡による返還(B)	85	81	83	97	86
合 計(A-B)	-8	10	18	16	30

(2) 知的障がいのある人の状況

表5 知的障がい者数の推移（判定別）

（各年度末現在 単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A判定	140	148	151	154	158
B判定	255	261	277	283	282
合計	395	409	428	437	440
すう勢比	100.0%	103.5%	108.4%	110.6%	111.4%

表6 知的障がい者数の推移（年齢階層別）

（単位：人）

	平成21年度			平成23年度			平成25年度		
	A判定	B判定	合計	A判定	B判定	合計	A判定	B判定	合計
18歳未満	21	51	72	22	59	81	17	59	76
18～64歳	103	194	297	112	201	313	119	204	323
65歳以上	16	10	26	17	17	34	22	19	41
合計	140	255	395	151	277	428	158	282	440
すう勢比	100.0%	100.0%	100.0%	107.9%	108.6%	108.4%	112.9%	110.6%	111.4%

(3) 精神障がいのある人の状況

表7 精神保健福祉手帳交付者数（級別）

（各年度末現在 単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	35	35	37	30	31
2級	113	114	125	134	151
3級	38	41	47	50	52
合計	186	190	209	214	234
すう勢比	100.0%	102.2%	112.4%	115.1%	125.8%

表8 精神保健福祉手帳交付者数の現況（年齢階層別）（平成25年度末現在 単位：人）

	1級	2級	3級	合計
18歳未満	0	1	0	1
18～64歳	20	134	47	201
65歳以上	11	16	5	32
合計	31	151	52	234
構成比	13.2%	64.5%	22.2%	100.0%

表9 保健所把握数の推移（疾患別）

（各年12月末現在 単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
統合失調症	246	260	265	264	270
てんかん	56	59	51	56	54
そううつ病	182	214	227	227	237
中毒性精神障がい	29	28	32	27	29
脳器質性精神障がい	111	142	148	149	168
その他	81	99	118	126	143
合計	705	802	841	849	901
すう勢比	100.0%	113.8%	119.3%	120.4%	127.8%

※保健所把握数：精神保健福祉法による届出、自立支援医療（精神通院）受給者数

※中毒性精神障がい～アルコール使用、覚せい剤使用、その他

※脳器質性精神障がい～アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、その他

(4) 難病患者の状況

表10 難病（特定疾患）患者数の推移（疾患別）

（各年度末現在 単位：人）

1) 国指定疾患（56疾患）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ベーチェット病	7	7	6	6	5
多発性硬化症	3	4	4	4	4
重症筋無力症	3	3	4	4	4
全身性エリテマトーデス	17	16	17	17	14
スモン	1	1	1	1	0
再生不良性貧血	2	2	1	4	3
サルコイドーシス	8	6	6	6	7
筋萎縮性側索硬化症	4	5	3	3	3
強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎	9	9	10	11	11
特発性血小板減少性紫斑病	5	5	5	4	4
結節性動脈周囲炎	1	3	3	4	5
潰瘍性大腸炎	34	41	41	42	44
大動脈炎症候群	2	2	2	2	2
ビュルガー病（バージャー病）	7	6	6	6	5
天疱瘡	3	3	3	3	3
脊髄小脳変性症	2	2	4	4	4
クローン病	11	12	9	9	9
難治性の肝炎（劇症肝炎）	0	0	0	0	0
悪性関節リウマチ	1	1	1	1	1
パーキンソン病関連疾患	42	39	39	40	34
アミロイドーシス	0	0	0	0	0
後縦靱帯骨化症	18	16	17	21	22
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	0	0	0	1	1
ウェグナー肉芽腫症	0	0	0	0	0
特発性拡張型心筋症	10	13	12	11	13
多系統萎縮症	2	2	2	1	1
広範脊柱管狭窄症	4	5	4	3	3
原発性胆汁性肝硬変	5	7	7	7	7
特発性大腿骨頭壊死症	5	8	8	8	8
混合性結合組織病	1	1	1	1	1
原発性免疫不全症候群	0	0	0	0	0
特発性間質性肺炎	1	1	2	3	2
網膜色素変性症	4	5	6	6	5
バッド・キアリ症候群	1	1	1	1	0
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1	1	1	1	0
脊髄性筋萎縮症	0	1	0	0	1
肥大型心筋症	0	4	5	5	5
間脳下垂体機能障害	0	3	4	4	6
合計	214	228	226	244	237
すう勢比	100.0%	106.5%	105.6%	114.0%	110.7%

※上記のほか、ハンチントン病、表皮水疱症、脳泡性乾癬、重症急性膵炎、プリオン病、肺動脈性肺高血圧症、神経線維腫症、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、拘束型心筋症、ミトコンドリア症、リンパ脈管筋腫症、重症多形渗出性紅斑（急性期）、黄色靱帯骨化症が国の特定疾患として指定されています。

2) 道単独指定疾患 (H17年10月現在指定～6 疾病)

(各年度末現在 単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
下垂体機能障害	4	4	0	0	0
突発性難聴	10	8	7	6	6
溶血性貧血	0	0	0	0	0
ステロイドホルモン産生異常症	1	1	1	1	1
シェーグレン症候群	26	27	28	26	27
後縦靱帯骨化症 (特例)	0	0	0	0	0
特発性間質性肺炎 (特例)	4	0	0	1	1
特発性心筋症 (肥大型)	5	5	2	2	2
自己免疫肝炎・肝硬変等	3	4	4	4	5
合計	53	49	42	40	42
すう勢比	100.0%	92.5%	79.2%	75.5%	79.2%

2 サービス提供体制の現状

少子化とともに高齢化社会が進む一方で、障がい者が年々増加し障がいの重度化・重複化が進み、障がい者を支える親や配偶者など家族の高齢化にともない、サービスを通じた障がい者への多様な支援が求められています。

支援費制度導入以降、障がい者の自己決定を尊重したサービスに加え、障害者自立支援法により地域格差をなくし、どこでも必要なサービスを受けられるよう障がい者の立場にたった福祉サービスの充実が求められることとなり、さらに障害者総合支援法では、原則全てのサービス利用者にサービス等利用計画を作成し、具体的な生活目標などのケアマネジメントをより細かく支援することが必要となってきたことから、身近な相談からサービス提供に至るまで、障がい者個人のニーズに対応する地域生活支援体制の確立が急がれています。

(1) 相談体制

地域相談員は、地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する相談等に応じ、必要な助言を行う相談者として、北海道知事より委嘱を受け2名の方が活動しています。

また、市では、地域生活支援事業の必須事業である3障がい共通の相談支援事業を支援のノウハウを有する社会福祉法人美唄市社会福祉協議会に委託し、事業を進めてきました。

さらに、精神障がい者に対する相談支援としては、本人または家族が安心して地域生活を送ることができるよう、その業務を美唄市精神障害者家族会へ委託し精神障がい者の支援体制の整備を図りました。

平成20年度からは、障がい者が地域において、自立した生活を営むため、

障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適時、適切な利用を支援するために、地域自立支援協議会を設置し具体的な事例検討や地域課題の情報を共有し協議する場の整備を図りました。

(2) サービスを提供している市内施設等の状況

平成27年3月末での市内の主な障がい関連施設については次のとおりです。

児童通所

A 児童発達支援

ア こども療育広場

ことばや心身の発達が気になる小学生以下のお子さんが母親と一緒に通園し、基本的生活習慣の自立や、集団生活への参加をめざして、遊びや訓練などを行っています。

B 放課後等デイサービス

ア 美唄学園

平成26年2月から、学校通学中の障がい児の放課後等における生活能力の向上に向けた訓練等を行なう放課後等デイサービスを新規に開始しました。

児童入所

C 障害児入所施設

ア 美唄学園（福祉型障害児入所施設）

知的発達に遅れのある児童の生活の場を保障し、通学や発達支援、園内での作業・活動を通して将来の生活に必要な能力・習慣を養います。短期入所、日中一時支援で、在宅児童の支援も行っています。

居住系サービス

D 共同生活援助（グループホーム）

ア 爽やかネットワーク（多機能型事業所（地域生活支援グループ））

利用者が地域において自立した共同生活を安定的に営むことができるよう、その居住環境に応じた支援や日常生活に必要な援助など、現在市内において31箇所では知的障がい者への地域生活支援を行っています。

イ ライフサポート美唄

平成26年2月から新たに共同生活援助を4箇所でスタートしました。

E 施設入所支援

ア 爽やかネットワーク（多機能型事業所）＜短期入所あり＞

事業所が行う就労移行支援事業等の利用者であって遠方から通所することが困難な方を対象に、日常生活における基本的な生活習慣や対人関係等の必要な支援を行い、利用者の自立と地域生活移行、社会参加の促進を目的とした支援を行っています。

イ ライフサポート美唄＜短期入所あり＞

18歳以上で知的障がいのある方々の生活支援とともに、利用者の状態に合わせて心身機能の維持向上、行動面での改善、自立生活に向けた支援を行っています。行事などで家族との交流を大切にし、将来も安心できる生活の相談をすすめています。

ウ 美唄光生園 ＜短期入所あり＞

比較的高齢で知的に障がいのある方々が生活しています。高齢化により身体的、精神的な機能が衰退し、介護を要する方が多いため、身体機能の維持を中心とした支援を行っています。

エ 障害者支援施設パシオ（多機能型事業所） ＜短期入所あり＞

個々の障がいや特性などに応じた身体的機能の回復訓練、心理判定、作業訓練及び医療など、各分野が連携して総合的なリハビリテーションを実施し、「食」「就労」「スポーツ」「文化」を柱に総合的に社会的な自立を図るための支援を行っています。

日中活動系サービス

F 生活介護

ア びばい社協かがやきディサービスセンター

利用者の自立の促進や生活の質の向上などを目指して、通所者に入浴や排せつ、食事などの援助や創作活動などの機会の提供をしています。

イ 溪仁会 ディサービスセンター すまいる

上記同様、利用者の自立の促進や生活の質の向上などを目指して、通所者に入浴や排せつ、食事などの援助や創作活動などの機会の提供をしています。

ウ ライフサポート美唄

利用者の自立の促進や生活の質の向上などを目指して、施設入所者及び通所者に入浴や排せつ、食事などの援助や創作活動などの機会の提供をしています。

エ 美唄光生園

上記同様、利用者の自立の促進や生活の質の向上などを目指して、施設入所者及び通所者に入浴や排せつ、食事などの援助や創作活動などの

機会の提供をしています。

オ 障害者支援施設 パシオ（多機能型事業所）

上記同様、利用者の自立の促進や生活の質の向上などを目指して、施設入所者及び通所者に入浴や排せつ、食事などの援助や創作活動などの機会の提供をしています。

G 就労移行支援

ア 爽やかネットワーク（多機能型事業所（日中活動支援グループ））

一定期間の就労に向けたプログラムを経て働く力を身につけ、自立した社会生活を送りたい人を応援する事業です。就労活動に必要な体力・集中力・持続力・正確性・協調性・臨機応変な対応など、個別の課題に応じ就業スキルの向上を目指した支援を展開しています。事業所内での園芸活動、農作業をはじめ、企業からの下請作業、企業実習などを経て、関係機関との連携により就職を目指した支援を行っています。

イ 障害者支援施設パシオ（多機能型事業所）

社会復帰や自立生活を目指し、自施設内での下請作業または自施設独自の野菜づくり等を経て、関係機関との連携により就職を目指した支援を行っています。

H 就労継続支援（A型）

ア 南美唄福祉工場

雇用契約に基づく就労の場として、高度な技術と能力を養う指導を行っており、特に「アンネルベッド」の名称で40年以上作り続けられているベッドは品質が高く、主に道内の販売店をはじめ全国へ出荷されており、平成15年5月のJRタワーホテル日航札幌開業時には、400セットを納品した実績があります。

I 就労継続支援（B型）

ア 爽やかネットワーク（多機能型事業所（日中活動支援グループ））

就労移行支援事業から一般就労に結びつかなかった方、あるいは一度就職したものの就労を継続することが出来なかった方に対し、地域での安定した生活を営むために欠かせない基盤を支えるため、生産活動の場を通して地域における活動の場を拡げていけるよう支援する事業です。企業からの作業受注、精米作業及び白米販売事業、弁当製造の各作業種が、それぞれの利用者にジョブマッチングができているかを適正に判断するとともに、目標に到達するまでの支援過程において利用者の障がい特性、作業能力に配慮した支援を行っています。

イ サポートステーション・ステップ

上記同様、就労移行支援事業から一般就労に結びつかなかった方、あるいは一度就職したものの就労を継続することが出来なかった方に対し、働く喜びや協力する力を養い、社会の一員として市内の老健施設等の清掃作業、自施設内での下請作業または自施設オリジナルの縫製製品の作成と販売を通じて、生きがいや自信、仲間とのコミュニケーションの大切さを伝えることが出来るよう支援を行っています。

ウ ピパのぞみ

精神障がい者の社会復帰の促進と自立を目指すため、請負事業や授産品の製造等を通じて、生きがいを見つけ、自己決定に基づき地域の中で生活していくために必要な支援を行っています。

J 地域活動支援センター

ア NPO法人 美唄のぞみ会

精神障がい者の社会復帰の促進と自立を目指すため、請負事業や授産品の製造、レクリエーション事業、文化活動事業など、また、各種大会への参加などにより、地域社会で社会的責任を持つ個人として尊重され自立した生活ができるよう、実践活動を通じ社会適応能力に対する支援を行っています。

訪問系サービス

K 居宅介護・同行援護・移動支援（地域生活支援事業）

ア 溪仁会 ホームヘルプステーション すまいる

イ びばい社協 さわやかヘルプステーション

介護を必要とする障がい者に対し、その人の自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、家事（調理、洗濯、掃除等）及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行っています。

また、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、その障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行っています。

L 重度訪問介護

ア 溪仁会 ホームヘルプステーション すまいる

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

計画相談支援

M 計画相談支援事業所

ア 美唄市障がい者相談支援センター いんくる

イ 美唄市こども療育広場（障がい児）

障害福祉サービスの申請に必要な「サービス等利用計画」の作成を行っています。障がい者等の心身の状態、生活環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、障がい者等が抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向け、ケアマネジメントをよりきめ細かく支援するための計画策定に取り組んでいます。

障がい者就業・生活支援センター

N 障がい者就業・生活支援センター

ア 空知しょうがい者就業・生活支援センター ひびき

空知地域において、職業的自立を希望する障がい者の就職相談、就職後の定着支援、職場実習の支援、また就労に係る生活上の相談支援を一体的に行っています。

特別支援学校

O 学校

ア 北海道美唄養護学校

「ひとりひとりを尊重し、可能性を広げ、より豊かに生活する人を育てる」ことを教育目標としています。児童生徒は小学部から高等部まで幅広い年齢にわたって在籍しており、近隣の休耕地をお借りしての畑作り、地域の小中学校や高校との交流及び共同学習の実施、ボランティアによる学校行事への協力など、地域の方々の理解や協力を得ながら教育活動に取り組んでいます。また、人数の制限はありますが、遠隔地のために通学が困難な児童生徒のための寄宿舎も設置されています。

さらに、幼・小・中・高等学校に在籍する障がいのある児童生徒や保護者、先生方を対象として教育相談等の支援を行っています。

(3) 市内小・中学校における特別支援教育の現状

多様な学びの場において、それぞれ異なる教育ニーズに応じた適切な指導を行うことにより、自立と社会参加にむけた基礎を築いていくことが重要と考え、これまで、特別支援学級に配置していた介助員と、普通学級に配置していた特別学習支援員を統合し、新たに、特別支援教育支援員を配置して、支援体制の柔軟化と充実を図るとともに、美唄市特別支援教育連携協議会による校種間の引継ぎや専門家チームによる学校の巡回相談などを通じて、生活面や学習面における計画的かつ適切な指導を進めています。

1 基本理念

(1) 障がい者の自己選択と自己決定の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等が必要とする障害福祉サービス及び相談支援その他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービス提供の推進

福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を、身体障がい、知的障がい、精神障がい並びに難病患者等とし、サービスの充実を図ります。また、発達障がい及び高次脳機能障がいについては、従来から精神障がいに含まれるものとして、その旨の周知に努めます。

(3) 地域生活移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援及び就労支援といった課題に対応した利用者本位のサービス等の提供体制の整備を進めます。

2 施策の方向性

障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにするためには、相談体制やサービス体制の構築が必要であり、また共に生活する地域住民の理解や協力が必要となります。

このような視点に立ち、本人や家族が希望する暮らしの実現や能力・適正に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進するため、美唄市地域福祉計画を基本とした市民、事業者、行政のそれぞれの役割を担いながら、第3章の障がい者基本計画の取り組みについて関係機関との連携・協働により、地域で安心して暮らせる社会づくりを進めます。

また、国の定めた基本的な指針に基づき、平成29年度末に向けての数値目標を設定し、障がい者が自立して地域生活へ移行できるよう、地域の実情やニーズを把握しつつ必要とするサービス提供体制について、道や近隣自治体との圏域調整を図りながら支援について取り組みを進めます。

第4節 平成29年度の目標値の設定

第4期計画の数値目標の考え方は、国の基本指針に基づき、これまでの取り組みを更に推進するものとなるよう、第2期計画及び第3期計画の実績及び地域の実情を踏まえ、次の項目を基本として目標を設定するものです。

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 進捗状況と平成29年度目標値

		平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成29年度 目標値
施設入所者の地域 生活への移行	地域移行者数	0人	2人	6人
	施設入所減少者数	0人減	2人増	4人

〔経過〕

〈地域移行者数〉

平成25年度－施設入所からケアホームへ2名

〈施設入所減少者数〉

平成24年度－施設入所から3名が死去したが3名が新規に入所したため、増減は無し

平成25年度－施設入所から2名が地域移行、1名が死去したが5名が新規に入所したため、合計で2名が増加

◆目標設定の考え方

国の基本指針	道の目指す方向
平成25年度末時点の施設入所者数の12パーセント以上が地域生活へ移行することとする。	平成25年度末時点の施設入所者数の12パーセント以上が地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえて設定する。
これにあわせて、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4パーセント以上削減することを基本とする。 また、平成26年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標とする。	これにあわせて、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4パーセント以上削減することを基本として、地域の実情を踏まえて設定する。

◆施設入所者の地域生活への移行の平成29年度数値目標の積算

項 目	数 値	説 明
基準日時点での施設入所者数(A)	92人	平成26年3月31日の入所者数
目標年度入所者数(B)	88人	平成29年度末時点の利用人数
入所者削減見込目標値(C)	4人	(A－B)
削減率	4%	(C／A)
地域生活移行目標値(D)	6人	(A×6%)

(2) 第4期計画における課題と方策

[課題]

- ・地域移行へ向け必要な体験や訓練の充実
- ・居住の場の確保・整備
- ・地域住民への理解促進
- ・暮らしを支える在宅支援サービスの充実
- ・地域生活における継続的・包括的な支援体制の整備

[方策]

- ・自立支援協議会の相談支援体制のネットワーク構築を図り、安心して地域生活を送れるよう関係機関との連携強化を図ります。
- ・地域社会における障がい者理解に対する取り組みを一層推進していきます。
- ・安定したサービス提供体制の構築とサービスの充実を促します。

2 福祉施設から一般就労への移行者

(1) 進捗状況と平成29年度目標値

	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成29年度 目標値
福祉施設から一般就労への移行	2人	4人	4人

[経過]

平成24年度～就労移行支援利用から一般就労へ2人

平成25年度～就労移行支援利用から一般就労へ4人

目標設定の考え方

国の基本指針	道の目指す方向
平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。	平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とし、これまでの実績及び実情を踏まえて設定すること。
また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者の6割以上増加することを目指す。	また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者の6割以上増加することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定すること。

◆「福祉施設利用者の一般就労への移行の平成 29 年度数値目標の積算

項 目	数 値	説 明
平成 24 年度の一般就労移行者数 (A)	2 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数	4 人	平成 29 年度において、福祉施設を退所し一般就労する人数 (A×2)
平成 25 年度の就労移行支援事業所利用者数(B)	12 人	平成 26 年 3 月の就労移行支援事業所利用者数
平成 29 年度末の就労移行支援事業所利用者数(C)	17 人	平成 25 年度利用者から6割以上増加すると仮定すると 19 人になるが、現に利用している者の数、精神障がい者、特別支援学校卒業者等の新規者を見込んだ結果17人とした。
増加割合	4割	$(C-B)/B$

(2) 第4期計画における課題と方策

〔課題〕

- ・企業への障がい者雇用に対する理解の促進
- ・就労後の生活安定のための継続的なサポート体制の充実

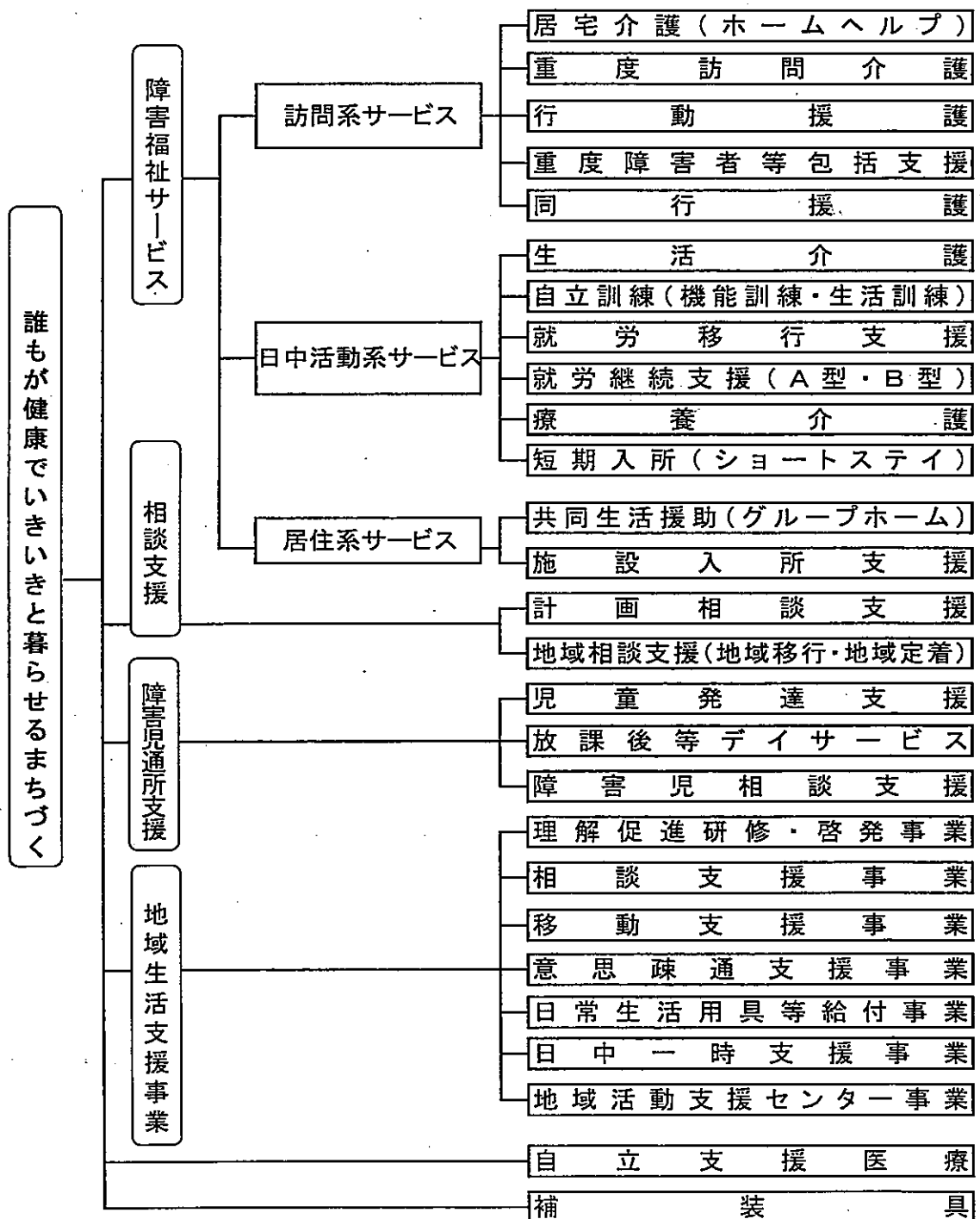
〔方策〕

- ・一般就労に向けて企業や就労支援機関との情報交換・情報共有を含む連携を図ります。
- ・相談支援体制の更なる充実を図ります。

「退院可能な精神障がい者の地域生活移行」については、従来の患者調査に基づく数値では客観的な分析・評価が困難なことから、別の客観的指標が必要との国の考え方に基づき、第4期の市町村障がい福祉計画では目標値を定めず、都道府県の障がい福祉計画において適切な目標値を定めることとなりました。

第5節 障害福祉サービス体系

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためのサービスについては、障がい者一人ひとりの障がいの程度や、利用者の意向、介護者の状況など勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」、児童福祉法に基づき支給決定される「障害児通所支援」、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が主体として柔軟に実施できる「地域生活支援事業」等に分かれています。



第6節 障害福祉サービス別見込み量

サービスの必要見込み量（支給量）は、地域の実情やニーズを把握しつつ今後の動向を勘案し設定しました。

サービス提供においては、限られた社会資源を有効に活用するとともに、障がい者が希望するニーズに応ずることができるよう、道や近隣自治体との圏域調整を図りながら障がい者の自立した地域生活移行について支援を行っていくこととします。

1 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅で訪問を受け利用するサービスです。

1. サービスの内容（種類は全て介護給付）

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護を必要とする障がい者に対し、その人の自宅で入浴、排泄せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人の自宅で入浴、排泄せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関するサービスを提供します。また、外出時における移動中の介護サービスを提供します。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄せつ、食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がい者で、介護の必要性がとて高い人に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護など複数の障害福祉サービスを、状況に応じて包括的に提供します。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、その障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

2. 各年度の計画値及び実績値

サービス名		第2期			第3期		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
居宅介護 (時間/月)	計画値	447	547	617	300	315	330
	実績値	274.7	290.7	280.2	235.8	277	381.2
重度訪問介護 (時間/月)	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	-	-	-
行動援護 (時間/月)	計画値	0	0	0	20	20	20
	実績値	1.6	6.2	17.1	22.8	14.4	12.2
重度障害者等包括支 援(時間/月)	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
同行援護 (時間/月)	計画値	-	-	-	11	14	14
	実績値	-	-	-	8	8	12

H26年度実績については、H26年3月～6月までの実績に基づき見込んでいます

3. 訪問系サービスの見込み量

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	見込み量の考え方
居宅介護	時間/月	396	420	444	これまでの実績に加え、地域生活への移行をされる方の増加、高齢化等により利用時間数が増加傾向にあること等を見込む。
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	実績に基づき見込む。
行動援護	時間/月	20	20	20	実績と新規者を見込む。
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	実績に基づき見込む。
同行援護	時間/月	14	14	14	実績と新規者を見込む。

4. サービス見込み量の確保策

- 現在、指定居宅介護事業所は市内に2箇所、指定重度訪問介護事業所は1箇所、指定行動援護事業所は隣町に6箇所あります。これら事業所に対して広く情報提供を行うなど、サービスの提供につながるよう努めます。
- ホームヘルプサービスは、障がい者が地域で生活するうえで、欠かせないサービスであり、障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保に努めます。
- 市内で各サービスの需要が発生した場合には、サービスが提供できるよう事業者へ働きかけます。

2 日中活動系サービス

日中系サービスは、入所施設などで昼間の活動を支援するサービスです。

1. サービスの内容

サービス名	種類	内容
生活介護	介護給付	常時介護を要する人に対し、食事や入浴、排せつ等の介護や、軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供するなど、身体能力、日常能力の維持・向上を図るための支援を行います。
自立訓練 (機能訓練)	訓練等 給付	地域生活を営む上で一定の支援が必要な身体障がい者に対し、身体能力・生活能力の維持・向上等のための歩行訓練や家事等の訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。(標準利用期間:1年6ヶ月)
自立訓練 (生活訓練)	訓練等 給付	地域生活を営む上で、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。(標準利用期間:2年間)
就労移行支援	訓練等 給付	一般就労を希望している人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行います。(標準利用期間:2年間)
就労継続支援 A型	訓練等 給付	一般企業での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
就労継続支援 B型	訓練等 給付	一般企業の雇用に結び付かない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
療養介護	介護給付	病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参活動支援、声掛け等のコミュニケーション支援など、身体能力や日常生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護給付	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

2. 各年度の計画値及び実績値

サービス名	単位	計画・実績	第2期			第3期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活介護	日数 (日/月)	計画値	1,056	1,716	2,046	2,464	2,530	2,596
		実績値	337	986	1,760	2,276	2,488	2,245
	人数 (人/月)	計画値	48	78	93	112	115	118
		実績値	19.3	51.9	91.4	116	124	131
自立訓練 (機能訓練)	日数 (日/月)	計画値	22	22	22	22	22	22
		実績値	0	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	日数 (日/月)	計画値	176	220	308	88	88	110
		実績値	444.5	437.5	164.9	91.2	16.8	17.8
	人数 (人/月)	計画値	8	10	14	4	4	5
		実績値	22.5	22.1	9.1	5	1	1
就労移行支援	日数 (日/月)	計画値	286	308	396	550	616	176
		実績値	334.2	177.6	436.6	500.7	233.0	194.8
	人数 (人/月)	計画値	13	14	18	25	28	8
		実績値	17.8	9.8	21.6	25.6	13.8	11.5
就労継続支援 A型	日数 (日/月)	計画値	110	110	220	242	242	242
		実績値	18	163.5	215.7	225.1	231.4	231.8
	人数 (人/月)	計画値	5	5	10	11	11	11
		実績値	1	8.5	10.6	10.8	11.0	11.8
就労継続支援 B型	日数 (日/月)	計画値	836	1,012	1,342	1,518	1,540	2,024
		実績値	687	920	1,232	1,322	1,725	1,802
	人数 (人/月)	計画値	38	46	61	69	70	92
		実績値	39.8	51.3	64	68.3	85.8	90.1
療養介護	人数 (人/月)	計画値	2	2	2	7	7	7
		実績値	2	2	2	9	9	9
短期入所 (ショートステイ)	人数 (人/月)	計画値	8	8	8	9	9	9
		実績値	8.6	10.1	7.4	8.8	10.5	9.5

H26年度実績については、H26年3月～6月までの実績に基づき見込んでいます

3. 日中活動系サービスの見込み量

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	見込み量の考え方
生活介護	日/月	2,820	3,180	3,340	現在の利用者及び在宅者の高齢化等に伴う新規利用者の増加、就労継続支援からの移行者も見込まれるため増加を見込む。
	人/月	141	149	157	
自立訓練 (機能訓練)	日/月	22	22	22	これまで利用実績はなかったが、新規者を見込み前計画と同数を見込む。
	人/月	1	1	1	
自立訓練 (生活訓練)	日/月	20	20	20	このサービスは標準利用が2年間で延長1年間を含め最長3年間であり、既存の利用者はH26年度までに終了するため、H27年度以降は新規利用者分を見込む。
	人/月	1	1	1	
就労移行支援	日/月	242	308	374	このサービスは標準利用が2年間で延長1年間を含め最長3年間であり、既存の利用者と新規利用者分を見込む。
	人/月	11	14	17	
就労継続支援 A型	日/月	242	264	286	市内及び近隣市町にこのサービス提供事業所が少なく、利用率も高いことから、現状と同様の利用量と若干の新規者を見込む。
	人/月	11	12	13	
就労継続支援 B型	日/月	2,164	2,344	2,384	就労移行支援修了者で一般就労に結び付かなかった人の利用増加並びに、精神障害者の増加に伴う利用者の増加を見込む。
	人/月	106	115	117	
療養介護	人/月	8	8	8	これまでの実績及び現在の利用者数を基に見込む。
短期入所	人/月	16	16	16	これまでの実績及び現在の利用者数を基に見込む。

4. サービス見込み量の確保策

- 生活介護や自立訓練(機能訓練・生活訓練)のサービス提供体制については、地域移行の状況や利用者ニーズを把握し、事業者の主体的なサービス提供を尊重しつつ、事業者に対し適切な情報提供を行うことにより、サービス提供体制の充実を図ります。
- 就労移行支援、就労継続支援に関しては、障がい者の就労を積極的に進める観点からより一層の体制整備が必要であり、企業の受け入れ態勢、職場での定着支援、障がいのある人に対する理解の啓発などについて、障がい者就業・生活支援センターと連携し、福祉、労働、教育分野のネットワークを生かし、就労支援体制の構築に努めます。
- 障がい者の雇用促進と収入安定化を図るため、障がい者支援施設の製品のPRや就労の様子を紹介し、販路拡大と障がい者雇用への理解に努めるとともに、平成25年度に施行された障害者優先調達推進法を基に、市も障がい者支援施設からの物品調達や役務の提供を確保するなど地方自治法の規定に基づく随意契約を優先するなど、推進を図っていきます。

3 居住系サービス

居宅系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

1. サービスの内容

サービス名	種類	内容
共同生活援助 (グループホーム)	訓練等 給付	障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき居住において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	介護給付	施設に入所している障がい者に、主として夜間において、入浴、排せつや食事等の介護、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

2. 各年度の計画値及び実績値

サービス名	単位	計画・実績	第2期			第3期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
共同生活援助	人	計画値	63	68	79	83	88	93
		実績値	66.3	68	77.6	79.6	86.5	88
施設入所支援	人	計画値	63	67	77	86	84	82
		実績値	21.8	43.6	63.6	86.9	89.7	92

H26年度実績については、H26年3月～6月までの実績に基づき見込んでいます

3. 居住系サービスの見込み量

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	見込み量の考え方
共同生活援助	人	94	99	105	既存の利用者に加え、施設入所者の地域移行と特別支援学校卒業者等の増加を見込む。
施設入所支援	人	91	90	88	国の指針では、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4パーセント以上削減すること。また、平成26年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末の削減割合の目標値を加えた割合以上を目標とするとしているが、入所者の地域移行を図る一方で、在宅障がい者及び家族介護者の高齢化等により、新規入所者も見込まれることから、大幅な減少が考えにくいと、現状に見合った数値を見込む。

4. サービス見込み量の確保策

- 共同生活援助(グループホーム)の計画的な整備を進めるため、北海道や事業者との連携強化を図るとともに、退院可能な精神障がい者の地域移行促進に取り組み、安心して生活するための居住の場が確保されるよう努めます。

4 相談支援

相談支援は、サービス等利用計画の作成、施設・精神科病院からの地域生活移行や障がい特性による緊急事態に関する相談等を行うサービスです。

1. サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の心身の状況、その場に置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証(モニタリング)します。
地域相談支援 (地域移行)	障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域相談支援 (地域定着)	居宅において単身などで生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談等を行います。

2. 各年度の計画値及び実績値

サービス名	単位	計画・実績	第2期			第3期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人	計画値	—	—	—	4	9	13
		実績値	—	—	—	0.8	10.9	19.1
地域相談支援 (地域移行)	人	計画値	—	—	—	1	1	1
		実績値	—	—	—	0	0	0
地域相談支援 (地域定着)	人	計画値	—	—	—	25	25	25
		実績値	—	—	—	0	0	0

3. 相談支援サービスの見込み量

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	見込み量の考え方
計画相談支援	人	335	345	358	障害福祉サービス、地域相談支援の利用者数等を見込む。
地域相談支援 (地域移行)	人	2	2	2	施設入所から地域生活への移行者を見込む。退院可能な精神障がい者については、見込みが困難なため今回の計画には含まない。
地域相談支援 (地域定着)	人	2	2	2	単身の障がい者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者見込む。

4. サービス見込み量の確保策

計画相談支援については、平成27年度からは全てのサービス利用に関してサービス等利用計画の作成が可能な体制を予定しています。また、地域移行・地域定着相談を含めた各種相談支援の担い手確保に努めます。

5 障害児通所支援・相談支援

第3期障害福祉計画の国及び道の基本指針では、根拠法令が児童福祉法に移行したため障がい児支援については削除されましたが、第4期計画に係る指針においては、子育て支援施策との緊密な連携を図る必要があることから、障がい児支援について改めて盛り込まれたため、目標値を設置することとしました。

1. サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	地域の障がいのある児童が通所して、日常生活における基本的動作の指導、または集団生活への適応のための療育の場を提供します。
放課後等 デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のため訓練等を継続的に提供します。
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、障害児支援利用計画の作成を行います。また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証(モニタリング)等を行います。

2. 障害児通所支援・相談支援サービスの見込み量

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	見込み量の考え方
児童発達支援	日/月	135	135	135	近年の実績等を考慮し見込む。
	人	45	45	45	
放課後等 デイサービス	日/月	420	420	420	近年の実績等を考慮し見込む。
	人	35	35	35	
障害児相談支援	人	80	80	80	障害児通所支援利用者を見込む

6 地域生活支援事業

障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、コミュニケーション支援、移動支援、日常生活用具給付事業などの事業を実施します。

1. サービスの内容

サービス名	内容
理解促進・研修啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化していきます。
障害者相談支援事業	障がい者等又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るようにします。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする障がい福祉に関するシステムづくり関し、中核的な役割を果たす協議の場であり、委託相談支援事業者の事業評価、個別ケアマネジメントの検討、必要な情報の収集、調査並びに特定課題に対する関係機関との意見交換及び調整等課題検討を行います。
市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援が必要な困難ケースへの対応を強化します。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障がいのある人が、障害福祉サービスの利用契約の締結や財産管理等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のために外出する際の移動の支援を行います。(訪問系サービスの行動援護の利用者は対象外)
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能等の障がいのため意思疎通に支援を必要とする人に、手話通訳者、要約筆記者及び手話通訳奉仕員の派遣を行い、障がい者とその他の人との意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付事業	重度の障がい者等を対象に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付、貸与することによって、日常生活の支援を行います。
日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所において障がい者等を一時預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
地域活動支援センター事業	障がい者の自立した生活と社会参加を支援するため、身近な地域において、創作活動や生産活動等を行う場を設置するとともに、社会との交流活動等を行います。

2. 各年度の計画値及び実績値

サービス名	単位	計画 ・実績	第 2 期			第 3 期		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①相談支援事業								
相談支援事業	人/月	計画値	13	13	13	(計画相談支援へ)		
		実績値	4.8	5.6	23			
障害者相談 支援事業	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能 強化事業	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
成年後見制度 利用支援事業	有・無	計画値	有	有	有	有	有	有
		実績値	無	無	有	無	有	有
②移動支援事業	箇所	計画値	4	4	4	4	4	4
		実績値	3	3	4	3	3	3
	人/月	計画値	22	24	26	13	14	15
		実績値	8.6	9.6	9.7	31	29	16
	時間/ 月	計画値	148	162	175	91	98	105
		実績値	62	74	66.5	83	63	108
③意思疎通 支援事業	人/月	計画値	13	13	13	10	10	10
		実績値	7	7	8	7	7	5.3
④日常生活用具給付事業								
介護・訓練支援用具	件/年	計画値	4	4	4	4	4	4
		実績値	2	7	0	5	6	2
自立生活支援用具	件/年	計画値	6	6	6	8	8	8
		実績値	9	10	5	10	7	0
在宅療養等支援用具	件/年	計画値	2	2	2	4	4	4
		実績値	4	2	7	1	4	0
情報・意思疎通 支援用具	件/年	計画値	3	3	7	3	3	3
		実績値	3	2	4	2	4	1
排せつ管理支援用具	件/年	計画値	900	900	900	900	900	900
		実績値	1,019	1,015	782	887	889	400
住宅生活動作 補助用具	件/年	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	3	3	0	0	0	0

H26年度実績については、H26年3月～6月までの実績に基づき見込んでいます

サービス名	単位	計画 ・実績	第 2 期			第 3 期		
			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
⑤日中一時事業	人/月	計画値	10	10	10	9	9	9
		実績値	7.8	8.3	9.1	2	4	1
⑥地域活動支援センター								
見込み者数	人/月	計画値	14	－	－	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
基礎的事業	箇所	計画値	1	－	－	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
機能強化事業	箇所	計画値	1	－	－	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0

H26年度実績については、H26年3月～6月までの実績に基づき見込んでいます

3. 地域生活支援事業の見込み量

サービス名	単位	27 年度	28 年度	29 年度	見込み量の考え方
① 理解促進・研修 啓発事業	有・無	有	有	有	現状と同様を見込む。
② 相談支援事業					
障害者相談 支援事業	箇所	1	1	1	現状と同様を見込む。
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	
市町村相談支援機能 強化事業	箇所	1	1	1	
成年後見制度 利用支援事業	有・無	有	有	有	
③ 移動支援事業	箇所	4	4	4	実績に基づいた数値を見込む。
	人/月	38	38	38	
	時間/月	100	100	100	
④ 意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆 記者派遣事業	人	10	10	10	実績に基づいた数値を見込む
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	市が設置する手話通訳者数

サービス名	単位	27 年度	28 年度	29 年度	見込み量の考え方
⑤ 日常生活用具等給付事業					
介護・訓練支援用具	件/年	6	6	6	実績に基づいた数値を見込む
自立生活支援用具	件/年	8	8	8	
在宅療養等支援用具	件/年	4	4	4	
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3	
排せつ管理支援用具	件/年	900	900	900	
居宅生活動作補助用具	件/年	2	2	2	
⑥ 日中一時支援	人/月	25	25	25	実績に基づいた数値を見込む
⑦ 地域活動支援センター事業					
見込み者数	人/月	1	1	1	近年、精神障がい者が増加しており、就労訓練のサービス利用まで至らない方の支援として、事業の実施が必要と見込む。
基礎的事業	箇所	1	1	1	
機能強化事業	箇所	1	1	1	

4. サービス見込み量の確保策

地域生活支援事業は、障がい者の自立と社会参加を総合的に支える事業であり、地域で生活する障がい者のニーズを把握し、必要なサービスの充実に努めて参ります。

- 相談支援事業については、相談事業者、サービス提供事業者、関係機関などと連携し、包括的な相談支援体制を図ります。
- 移動支援事業については、新たに地域生活へ移行する方をはじめ、在宅の障がい者の社会参加や家族介護者の負担軽減が図られるよう、サービス提供事業者、関係機関などと連携し、情報提供や支援体制の整備に努めます。
- 意思疎通支援事業（～H24 コミュニケーション支援事業）は、引き続き専任手話通訳者、手話通訳奉仕員の派遣を実施するほか、手話通訳奉仕員の養成に努めます。また、平成25年度からは要約筆記者派遣事業を実施しています。

第7節 計画の推進管理

この計画のサービス確保の状況、数値目標の達成状況を把握するとともに、その分析評価を踏まえ利用者のニーズに合ったサービスが提供できるよう、障がい者の地域生活向上に向けた計画管理が必要です。

計画の推進に当たっては、当事者や家族、地域、事業者等関係団体、行政等がそれぞれの役割を担い、障がい福祉に限らず他施策との連携を図り協働して取り組むことが必要です。

1 計画の推進管理体制

- ・ 北海道が設置・運営している障害福祉計画等圏域連絡協議会からの情報提供や支援、関係機関との情報交換によるネットワークの構築、サービス提供事業者や相談支援事業を通じた利用者の声、地域自立支援協議会での協議を踏まえ、着実な計画の推進を図ります。
- ・ 事業の実施、推進にあたっては、当事者やその家族の参画を基本に意見やニーズに配慮するとともに、障がい者団体等との協働に努めます。
- ・ 障がい者のサービス利用や新たなニーズの把握に努め、関係機関の連携体制の強化や、計画推進の見直しなどへの反映に努めます。

2 計画の点検・評価・公表

- ・ 計画に示したサービス供給量や移行状況などの達成状況については、北海道へ報告するとともに、計画策定委員会に報告し点検・評価を行うとともに、その意見を踏まえて計画の効率的な推進に努めます。
- ・ 計画の進捗状況について、市ホームページ等により周知を図ることにより、障がいに対する理解促進と、地域の役割について啓発を行います。

資 料

- 1 用語解説
- 2 「美唄市障がい者プラン」策定に係る検討経過
- 3 美唄市障がい者プラン策定委員会設置要綱
- 4 美唄市障がい者プラン策定委員会委員名簿
- 5 サービスを提供している市内施設等一覧表

用 語 解 説

用 語 解 説

※ 1 通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査 (9 頁)

この調査では、担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーターまたは教頭(副校長)による確認を経て提出された回答に基づくもので、専門家、医師による判断・診断によるものではないため、調査結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、あくまで発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示す推定値であることに留意する必要があります。

※ 2 障害者週間 (10 頁)

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設定されました。期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

※ 3 ライフステージ (11 頁)

乳幼児・学齢・青年・壮年・高齢期など人間の一生をいくつかの段階に分ける考え方。

※ 4 権利擁護 (11 頁)

自己の権利を表明することが困難な方の権利侵害を防止する、あるいはニーズが満たされていない状態を改善する、あるいは代弁し、支援をすること。

※ 5 地域自立支援協議会 (12 頁)

「障がい者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利の擁護のために必要な援助を行う」(法第77条第1項)ためのケース会議等の場。

※ 6 広域相談支援体制整備事業 (12 頁)

障がいのある人が希望する地域で安心して生活ができるよう、障害保健福祉圏域に相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域における生活支援体制構築に向けた指導・調整等の広域

※7 ケアマネジメント (12頁)

障がいのある人の地域における生活支援をするため、ケアマネジメントを希望する人の意向を踏まえ、福祉、保健、医療、就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

※8 ケアホーム (12頁)

生活介護や就労継続支援等を利用している障がい者に、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を行う共同生活住居。なお、平成26年4月から障害者の高齢化・重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、ケアホームとグループホームが一元化された。

※9 福祉有償運送運営協議会、福祉有償運送 (12頁、14頁)

福祉有償運送は道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の一つ。特定非営利活動法人や社会福祉法人等が自家用自動車を使用して他人の介助によらずに移動することが困難で、かつ単独で公共交通機関を利用することが困難な障がい者等とその付添い人を運送することができる制度であり、協議会はその地区での福祉有償運送の実施について合意をするかどうかの協議をする場である。平成26年10月現在、美唄市では、(社)ないえ福祉会が福祉有償運送事業者として登録を受けています。

※10 バリアフリー (13頁)

障がいのある人が社会生活をしていく上での障壁(バリア)となるものを除去すると言う意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去を言うことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられている。

※11 ユニバーサルデザイン (13頁)

バリアフリーの考え方をさらに発展させ、障がいのある人にとっても、高齢者の人にとっても、若年層の人にとっても「使いやすい」ように製品や生活環境をデザインするという考え方として、90年にアメリカの建築家・工業デザイナーのロメルド・メイス氏が提唱した考え方。ハンディのある人にとって便利なものは、万人にとっても便利になりうる、という考え方を前提に「普遍性」を強調した概念。

※12 高齢者・障がい者等要援護者マップ (14頁)

地図システムに要援護者や民生委員等の住所地情報をリンクさせることにより、パソコン画面の住宅地図上に要援護者や民生委員の情報を表示する。、援護対象者の障害や介護状態等の

違いにより、色分け等で違いを一覧でき、個々の要援護者の詳細情報について地図上から見る
ことができ、更に、登録されているデータの集計等統計処理も行えるシステム。

※13 美唄市地域コミュニティ安全条例 (14 頁)

市、市民、地域活動団体、事業者、関係行政機関が協力・連携しあいながら、地域コミュニティの安全意識を高め、関係者の協働により犯罪防止と安全活動の促進を図り、安全・安心なまちづくりの実現を図るために、平成 18 年 12 月 20 日に公布された条例

※14 美唄市まちづくり基本条例 (15 頁)

美唄市におけるまちづくりの基本的な事項を定めた条例で、他の条例や計画などの策定指針となる基本条例としての性格を持ち、市民の権利と役割、市議会、執行機関の権限と責務を定め、平成 19 年 9 月 1 日に施行された条例。

※15 ジョブコーチ (職場適応援助者) (17 頁)

障がいのある人が職場に適応できるよう、職場での仕事や人間関係、コミュニケーションを改善するため、事業主、従業員、家族に対して支援や助言を行う者を指し、支援事業としては、①障がい者本人に対する支援として、人間関係、基本的労働習慣、職務遂行等の支援、②雇用主に対する支援として、障がいに係る知識、職務内容の設定、職務遂行に係る指導方法等の支援、③家族に対する支援等があり、標準的な支援期間は 2～4 ヶ月となっています。地域障害者職業センター(北海道内には札幌に北海道障害者職業センターがあり、旭川に同センター支所があります)で実施しています。

※16 トライアル雇用 (17 頁)

障がい者に関する知識や雇用経験がないことから、障がい者雇用をためらっている事業所に、障がい者を試験雇用 (トライアル雇用) の形で受け入れていただき、本格的な障がい者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業です。ハローワークの紹介によって短期間(最大 3 ヶ月)の試用期間を設けて雇用し、企業側と労働者側が相互に適正を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まるという制度で、労働者の業務遂行能力や適正など、面接や試験だけではすべてを見るのは難しい点を、実際の業務の中で見極めたうえで判断できるというメリットがあり、企業は本採用に至るとハローワークから奨励金を受け取ることができます。

※17 ピアカウンセリング (17 頁)

障がい者や家族が自らの体験に基づいて、他の障がい者や家族の相談に応じ、問題の解決を図るもの。

「美唄市障がい者プラン」策定に係る経過

年月日	実施機関	内 容
平成 26 年 5 月 1 日	国	平成 27 年度に向けた障害福祉計画に係る基本指針の見直し（案）についての通知及び参考資料
平成 26 年 5 月 15 日	国	「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」について通知
平成 26 年 7 月 23 日	北海道	第 4 期北海道障がい福祉計画の基本方針（案）について 北海道障がい者施策推進審議会に示される。
平成 26 年 8 月 28 日	第 1 回美唄市障がい者プラン策定委員会	1. 美唄市障がい者プラン及び策定委員会について 2. 第 3 期美唄市障がい者プランについて ・ 計画策定のポイント、概要 ・ 障害者基本計画(第 5 期)の実績と、第 6 期計画策定指針について ・ 障害福祉計画(第 3 期)の実績と、第 4 期計画策定指針について 3. 今後の策定スケジュール
平成 26 年 6 月～10 月	北海道	第 4 期北海道障がい福祉計画策定に係る各市町村各種実績調査
平成 26 年 11 月 6 日	第 2 回美唄市障がい者プラン策定委員会	第 4 期美唄市障がい者プラン（素案）の検討
平成 27 年 1 月 日	市	第 4 期美唄市障がい者プランに係る市民への意見募集(パブリックコメントの実施)
平成 27 年 2・3 月 日	第 3 回美唄市障がい者プラン策定委員会	第 4 期美唄市障がい者プランの検討

(設置)

第1条 障がい者の自立と社会参加を促進することを目的とする障害者基本計画及び障害福祉計画を包含した美唄市障がい者プラン（以下「プラン」という。）を策定するため、美唄市障がい者プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討し、市長に提言するものとする。

- (1) プランの策定についての事項
- (2) プランの推進についての事項
- (3) その他の必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民公募による者
- (2) 障がい者等団体関係者及びその家族
- (3) 社会福祉等団体関係者
- (4) 障がい・介護サービス事業提供者
- (5) 教育機関関係者
- (6) 医療機関関係者
- (7) 行政機関関係者
- (8) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員会の委員で構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 専門部会は、部会長が必要と認めたときは、専門部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、保健福祉部地域福祉課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。
- 2 美唄市障害者福祉計画策定委員会設置要綱は廃止する。

美唄市障がい者プラン策定委員会委員名簿

任期：平成27年3月22日まで

所 属	委 員 名	備 考
美唄身体障害者福祉協会	高橋 正子	
美唄光生園家族の会	立野 訓	
美唄市精神障害者家族の会 「美唄のぞみ会」	老松 武	
北海道光生会	安藝 英俊	
美唄市社会福祉協議会	大村 喜久夫	委員長
北海道美唄養護学校	保科 安子	
美唄商工会議所 「日本理化学工業(株)美唄工場」	佐藤 健人	
空知障害者就業・生活支援センター「ひびき」	松原 隆	副委員長
美唄市民生・児童委員協議会連合会	斉藤 一昭	
美唄市医師会	石本 隆広	
市民（公募委員）	関屋 梯子	
市民（公募委員）	安藤 郁子	
以上12名		
空知総合振興局保健福祉部 地域生活支援センター あ〜ち 地域づくりコーディネーター	渡辺 松伸	オブザーバー

サービスを提供している市内施設等一覧表

児童通所

施設種類	施設名	住所	電話番号
児童発達支援	美唄市こども療育広場	西 3 条南 2 丁目 4-1	0126-62-3335
放課後等 デイサービス	美唄学園	東 7 条南 2 丁目 1-2	0126-63-4268

児童入所

障害児入所施設	美唄学園	東 7 条南 4 丁目 1-2	0126-63-4268
---------	------	-----------------	--------------

居住系サービス

施設種類	施設名	住所	電話番号
グループホーム	爽やかネットワーク	東 7 条南 2 丁目 1-1	0126-66-1177
グループホーム	ライフサポート美唄	東 7 条南 2 丁目 1-2	0126-64-4268
施設入所支援 (短期入所あり)	爽やかネットワーク	東 7 条南 2 丁目 1-1	0126-64-4380
施設入所支援 (短期入所あり)	ライフサポート美唄	東 7 条南 2 丁目 1-2	0126-63-4268
施設入所支援 (短期入所あり)	美唄光生園	光珠内町東山	0126-63-2220
施設入所支援 (短期入所あり)	障害者支援施設 パシオ	東 7 条南 4 丁目 1-1	0126-63-3575

日中活動系サービス

施設種類	施設名	住所	電話番号
生活介護	びばい社協かがやきデイサービスセンター	西 3 条南 3 丁目 6-2	0126-63-2339
生活介護	溪仁会 デイサービスセンター すまいる	東 4 条南 5 丁目 1-4	0126-66-2525
生活介護	ライフサポート美唄	東 7 条南 2 丁目 1-2	0126-63-4268
生活介護	美唄光生園	光珠内町東山	0126-63-2220
生活介護	障害者支援施設 パシオ	東 7 条南 4 丁目 1-1	0126-63-3575
就労移行支援	爽やかネットワーク	東 7 条南 2 丁目 1-1	0126-64-4380

施設種類	施設名	住所	電話番号
就労移行支援	障害者支援施設 パシオ	東 7 条南 4 丁目 1-1	0126-63-3575
就労継続支援 (A 型)	南美唄福祉工場	南美唄町西町	0126-64-2261
就労継続支援 (B 型)	爽やかネットワーク	東 7 条南 2 丁目 1-1	0126-64-4380
就労継続支援 (B 型)	サポートステーション・ス テップ	西 3 条南 2 丁目 1-12	0126-66-1133
就労継続支援 (B 型)	ピパのぞみ	西 4 条南 1 丁目 3-24	0126-64-3905
地域活動支援 センター	NPO 法人美唄のぞみ会	西 4 条南 1 丁目 3-24	0126-64-3905

訪問系サービス

施設種類	施設名	住所	電話番号
居宅介護 同行援護 移動支援	溪仁会 ホームヘルパー ステーション すまいる	東 4 条南 5 丁目 1-4	0126-66-2525
	びばい社協 さわやかヘル パーステーション	西 3 条南 3 丁目 6-2	0126-63-0585
重度訪問介護	溪仁会 ホームヘルパー ステーション すまいる	東 4 条南 5 丁目 1-4	0126-66-2525

計画相談支援

施設種類	施設名	住所	電話番号
計画相談 支援事業	美唄市障がい者相談支援セ ンター いんくる	西 3 条南 3 丁目 6-2	0126-66-2323
計画相談 支援事業	美唄市こども療育広場	西 3 条南 2 丁目 4-1	0126-62-3335

障がい者就業・生活支援センター

施設種類	施設名	住所	電話番号
障がい者就業・生 活支援センター	空知障がい者就業・生活支 援センター ひびき	東 6 条南 1 丁目 5-1	0126-66-1077

特別支援学校

施設種類	施設名	住所	電話番号
特別支援学校	北海道美唄養護学校	東 7 条南 3 丁目 1-1	0126-62-6511

意見提出用紙

パブリック・コメント手続実施責任者 地域福祉課長 佐々木 武

TEL. 0126-62-3148 (直通) Fax. 0126-62-1088

美唄市障がい者プラン(第4期計画：素案)に対するご意見

○氏名又は名称 _____

○住所又は所在地 _____

※住所が市外の場合、次のうち該当するものを選んでください。

☐ 市内在勤（事業所等の名称・所在地 _____）

☐ 市内在学（学校の名称・所在地 _____）

☐ 納税義務者（納税している市税の種類 _____）

☐ 利害関係者（具体的な利害関係 _____）

○連絡先（電話） _____ （メールアドレス） _____

※上記の記述がないものは受付できませんので、ご注意ください。

これらの情報は公表しません。

【ご意見】